

施策3-1 災害に強いまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●防災・危機管理体制の強化

災害対策本部機能の充実・強化

★大規模災害時に関係機関と一体となった活動が可能となるスペースを確保

★迅速な情報収集及び情報共有のための ICT 機器等を導入

R3n：新災害対策本部室等（スペースの拡充、ICT 機器等の導入）の整備完了、供用開始

災害時における電源確保

★公民館等に給電設備を設置 R2n：7 館→R3n：167 館

★庁舎の非常用電源の拡充・更新 R2n：0 庁舎→R3n：1 庁舎

物資輸送体制の強化

★物資調達・輸送チームの基本研修訓練 R2n：3 回→R3n：3 回

★物流事業者や関係機関との実践的な訓練の実施による連携強化

R2n：中止※→R3n：1 回

※ 関係機関による災害対応や新型コロナウイルス感染症の影響により中止

支援・支援体制の強化

★災害時受援業務マニュアルの作成

★支援計画に基づく広域支援訓練を実施（R3n）

●地域防災力の強化

避難行動要支援者名簿の活用促進

・「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」を制定（R2n）

・避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供

・個別避難計画作成に係るワークショップの実施

★避難行動要支援者の個別避難計画の作成数 R2n：557 件→R3n：1,219 件

自主防災活動の促進

・マンション等の防災力の向上のため出前講座の実施

・「避難生活ハンドブック」の作成、配布

・将来の地域防災の担い手づくりのため、学校における防災教育の支援として教員向けの防災研修を実施

★地域における自主防災組織等の訓練等回数 R2n：148 回 → R3n：207 回

避難所運営体制の強化

★各区で避難所運営ワークショップを開催

R2n：0 校区（R2n は新型コロナウイルス感染症の影響により中止） → R3n：2 校区

・避難所運営支援のエキスパート「避難所サポートチーム・福岡」の活動を支援

●消防・救急体制の充実・強化

消防基盤等の整備による消防・救急体制の強化

★新平尾出張所の建設工事

増加する救急需要への対応

- ★救急車の更新計画に基づく高度救急資機材の整備
- ・救急隊の移動待機「ステーション方式」の強化

市民の防火・防災・減災力向上等に向けた取組み

- ・「災害に強い地域づくり講座」実施件数 R2n : 218 件(95 校区・地区) → R3n : 269 件(112 校区・地区)

夜間や休日の救急医療体制の強化

- ・一般医療機関の診療時間外に急患診療センター・急患診療所を開設し、初期救急患者を受入れ
R2n : 29, 085 人 → R3n : 40, 389 人

●災害に強い都市基盤整備

住宅等の耐震化に関する支援や啓発

- ・「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化に関する支援や啓発を実施

災害対策の拠点となる区庁舎の耐震化

- ・耐震対策が必要な博多区庁舎の新庁舎建設工事完了

放置空家の倒壊等被害の防止

- ・放置すれば危険となるおそれのある空家に対し、法や条例に基づく指導等により放置空家対策を推進

水道・下水道施設の耐震対策

- ★水道耐震ネットワーク工事完了施設 R2n : 238 箇所 → R3n : 240 箇所
- ★下水道施設の耐震化進捗状況 管渠 R2n : 121 km → R3n : 127km(見込み)

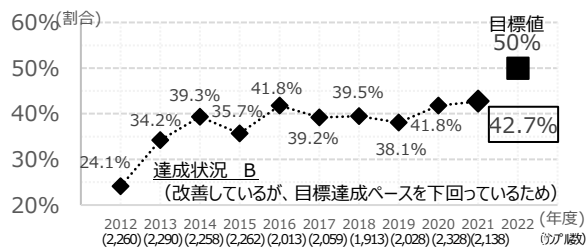
無電柱化の推進と緊急輸送道路の整備（拡幅、橋梁の耐震補強）

- ★無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備延長 R2n : 150.3km → R3n : 153.6km (見込み)
- ・道路橋の耐震対策 R2n : 10 橋/11 橋 → R3n : 10 橋/11 橋 (見込み)
- ・都市計画道路の整備率 R2n : 84.7% → R3n : 84.9% (見込み)

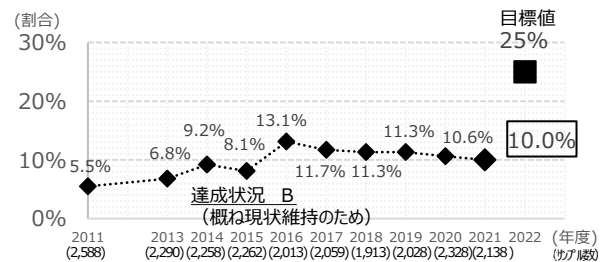
2 成果指標等

①地域の防災対策への評価

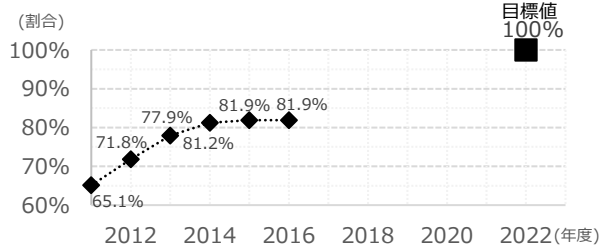
(住んでいる地域の防災対策が充実していると感じる市民の割合)



②自主防災活動への参加率

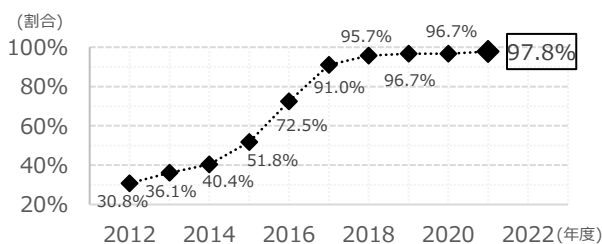


③災害時要援護者情報が活用されている地域の割合

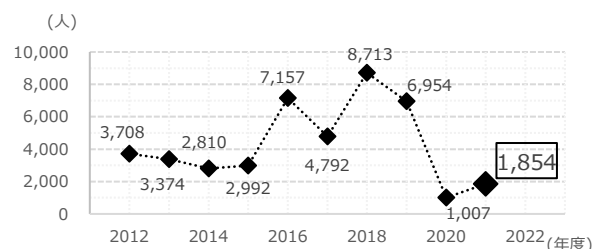


災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者台帳」から「避難行動要支援者名簿」に変更となった。本市においても 2017 年度から「避難行動要支援者名簿」の地域への貸与を開始。地域による名簿の活用は要支援者名簿と同等の情報を独自に把握している地域を除き 100% となっている。

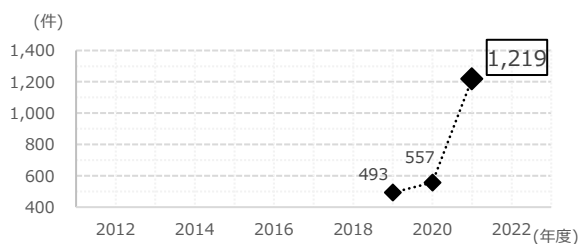
④避難場所標識の多言語化整備率〔補完指標〕



⑤防災・減災に関する出前講座参加者数〔補完指標〕



⑥避難行動要支援者の個別避難計画作成件数〔補完指標〕



<指標の分析>

災害時に配慮を要する者に対する取組み（指標③、④、⑥）は順調に進んでいる一方、防災知識の普及を図る取組み（指標⑤）は新型コロナウイルス感染症の影響で減少している。また、防災に関する市民意識は横ばいとなっている。（指標①、②）。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調

[参考]前年度

◎：順調

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●防災・危機管理体制の強化

災害対策本部機能の充実・強化	
進捗	- 令和3年12月に15階へ災害対策本部室を移転し、大規模災害時に、政府や自衛隊、警察などの防災関係機関から集結する多くの要員が一体的に活動できるよう、最大約1,500㎡の災害対応用スペースをワンフロアに確保した。 - 迅速な情報の収集、共有、発信などのために必要な大型マルチモニタや各区役所や外局を結ぶ災害用ネットワークを新たに導入した。
課題	新たに整備した災害対策本部室を活用し、迅速に災害対応がなされるよう、職員の災害・危機対応能力の向上を図る必要がある。
今後	激甚化・頻発化している自然災害に対して、職員の災害・危機対応能力の向上を図るため、新たに整備した災害対策本部室を活用し、関係機関との連携による全庁的な訓練・研修等を実施する。

災害時における電源確保	
進捗	- 避難所となる公民館等に電気自動車（EV）等から電力を供給するための給電設備の設置及びEV等の導入を拡大した。 * 公民館等に給電設備を設置 R2n：7館→R3n：167館 * 電気自動車等の導入台数 R2n：11台→R3n：22台 - 博多区役所の建替え整備による非常用電源の拡充及び区庁舎の非常用電源の更新・拡充のための基本設計及び実施設計を実施した。
課題	設計や工事の実施にあたり、財政局及び区役所との緊密な連携が必要となる。
今後	- 区庁舎の非常用電源の更新・拡充のための工事に着手していく。 - 電気自動車等の導入を拡大していく。

物資輸送体制の強化	
進捗	- 物資調達・輸送チームの運営体制強化のための基本研修訓練の実施 R3n：3回 - 物流事業者や関係機関との訓練の実施 R3n：1回
課題	訓練や研修を通じて、物資調達・輸送チームの運営強化を図るとともに、関係機関との連携を強化し、実効性のある物資輸送体制を確立する必要がある。
今後	- 物資調達・輸送チームの基本研修訓練を継続して実施する。 - 関係機関と定期的に行う実践的な訓練等を通じて連携強化を図る。

受援・支援体制の強化	
進捗	- 災害時受援業務マニュアルの作成を進めた。 - 支援計画に基づく広域支援訓練を実施した。（R3n）
課題	大規模災害時に即時対応できるよう職員の更なる災害対応力の向上が必要である。
今後	災害時受援訓練、広域支援訓練等を通じて実効性のあるものとする。

●地域防災力の強化

避難行動要支援者名簿の活用促進	
進捗	・避難支援等関係者（自治協議会・社会福祉協議会・民生委員・児童委員）向けの「避難行動要支援者支援ガイドブック」を作成、配布するとともに、防災に関する出前講座等により、避難行動要支援者支援制度の周知を図った。 ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供した。 ・個別避難計画作成の支援を目的としたワークショップを実施した。 ＊個別避難計画の作成数 R2n：557 件→R3n：1,219 件
課題	・避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練等、避難支援等関係者による平時からの取組みの促進が必要である。 ・個別避難計画作成の推進が必要である。
今後	・関係部署と連携し、地域や福祉事業者等の参画を得ながら個別避難計画の作成を推進する。 ・個別避難計画作成の支援を目的としたワークショップを実施する。

自主防災活動の促進	
進捗	・共同住宅居住者の防災力を向上するため、「マンション防災・減災マニュアル」を活用した出前講座を実施した。 ・地域や企業の防災力向上のため、各種ハザードマップ等を活用し、出前講座を実施した。 ＊出前講座実施回数・参加人数 R3n：38 回、1,854 人(R4.3 末) ・「避難生活ハンドブック」を市役所及び区役所で配布するとともに、市ホームページへの掲載並びに電子書籍による配信（無料）を行った。 ・自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動において支援や助言を行った。 ＊地域における自主防災組織等の訓練等回数 R2n：148 回 →R3n：207 回 ・将来の地域防災の担い手づくりのため、学校における防災教育の支援として、教員向けの防災研修を実施した。
課題	・全ての住宅に占める共同住宅の割合が約 8 割という本市の住宅特性を踏まえると、大規模災害発生時には共同住宅の居住者同士による「共助」の取組みが重要であり、平時から共同住宅における災害対応体制づくりが必要である。 ・将来の地域防災の担い手づくりは、教育委員会と連携するとともに、児童生徒が地域と連携する取組みが必要である。
今後	・マンション管理組合等に向けた出前講座を行う。 ・区役所や消防署と連携し、自主防災組織の活動を支援する。 ・教育委員会と連携し、教員を対象とした講演会の実施や防災教材の作成など防災授業を促進するための支援を行う。 ・自治会・町内会による避難支援の実施に向けて、地域ごとの特性に合わせた支援を実施する。

避難所運営体制の強化

進捗	・地域、施設管理者、行政が一体となって避難所運営を学ぶ避難所運営ワークショップを実施した。 * R2n：0 校区（R2n は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）→R3n:2 校区 ・H29n から、避難所運営支援のエキスパート「避難所サポートチーム・福岡」94 名を養成しており、R1n からフォローアップ研修等により育成を行っている。R3n は、R2n のフォローアップ研修を活かし、避難所ピクトグラム集の作成を行った。
課題	・大規模災害発生時は、住民同士による「共助」の取組みが重要であり、地域コミュニティが避難所の開設・運営などを自ら行える体制づくりが必要である。 ・「避難所サポートチーム・福岡」養成後も、必要な研修や訓練を行いスキル維持に努めていく必要がある。
今後	・引き続き、避難所運営ワークショップを各校区で実施していく。 ・「避難所サポートチーム・福岡」修了者 94 名を対象にフォローアップ研修等を実施する。

●消防・救急体制の充実・強化

消防基盤等の整備による消防・救急体制の強化

進捗	・中央区における消防署所の再編整備事業について R3n は新平尾出張所の建設工事を実施、R4n8 月開所に向け予定通り進捗している。
課題	・市内における各種災害や大規模国際イベント等で発生が懸念される特殊災害等に備えるため、消防力の更なる強化を図るとともに、近年多発する大規模自然災害等の経験を踏まえ、受援体制、更には他都市への応援体制の強化を図る必要がある。
今後	・新平尾出張所の建設工事について、引き続き安全安心な工事を実施していく。 ・今後も消防需要の動向等を踏まえ、消防基盤等の整備を推進し、本市における消防・救急体制の強化を図る。 ・航空消防活動における安全性の向上や迅速かつ的確な救急・救助活動を推進するため、消防航空隊の更なる体制の強化を図る。 ・R5.7 月及び 8 月に本市で開催が予定されている世界水泳選手権大会等を安全に開催するため、特殊災害対応資器材を更新（R4.2 月）するとともに、実災害を想定した訓練を行い、消防警備体制の充実強化を図る。

増加する救急需要への対応	
進捗	- 救急隊の効果的な運用方法として R2n より導入した救急隊の移動待機「ステーション方式」を強化し、救急隊の待機場所である「ステーション」を拡充した。 - 救急車の適正利用を推進するため、テレビ、ラジオ、SNS など様々な媒体を活用して、福岡県救急医療電話相談事業「#7119」の広報を実施した。 *市内からの相談件数(うち 119 番案内件数) R3n : 26,373 件(8,261 件) - 転倒によるケガなど高齢者の事故を防ぐため、高齢者からの救急要請が多い地域に事故予防のポイントや対策を記載したチラシを配布した。 R3n : 10,313 部
課題	- R3 は、救急出動件数が再び増加に転じ、今後も人口の増加や高齢化の進展などにより、救急需要が増加していくことが予想されることから、更に救急需要への対応を強化する必要がある。 *救急出動件数 R2 : 72,700 件 → R3 : 78,424 件 (R2n : 71,654 件→R3n : 81,485 件) *救急搬送者に占める高齢者 (65 歳以上) の割合 R2 : 55.2% → R3 : 53.7%
今後	- R4n は、救急需要対策を推進するため、新たに救急需要対策係を設置し、救急需要の分析及び予測を行うとともに、その結果に基づき、救急事案多発地域に移動して救急事案に対応する機動救急隊を新設する。 - 増加する救急需要に的確に対応するため、南消防署に救急隊を増隊し、救急隊 2 隊体制とする。 「ステーション」を更に拡充し、救急隊の最適な配置及び運用について検討を行う。 - 救急車の適正利用を推進するため、福岡県救急医療電話相談事業「#7119」の利用を促進するとともに、救命講習やマスメディアを通して広く市民に呼びかける。 - 高齢者への予防救急の啓発をはじめ、高齢者施設等の職員を対象にした救命講習会を実施するなど、高齢者の救急需要対策を推進する。

市民の防火・防災・減災力向上等に向けた取組み	
進捗	- 自主防災組織等へ「災害に強い地域づくり講座」を実施する。 *R2n : 218 件 (95 校区・地区実施) → R3n : 269 件 (112 校区・地区実施) - 火災予防の普及啓発に努め、定期的に報道機関への情報提供を行い、様々な広報媒体を通して情報を発信。 *マスメディア等による広報 R2n : 40 回 → R3n : 41 回
課題	- 高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、市民一人ひとりや地域全体の防火・防災・減災力を高め、災害に強い地域づくりを推進していく必要がある。 - 新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、SNS の活用など、従来の集合型の啓発に代わる新たな手法を検討していく必要がある。
今後	- 消防団、事業所等と連携し、自主防災組織が行う防火・防災訓練等を積極的に支援するなど、防火・防災・減災力の向上を図る。 - 様々な広報媒体の活用や火災予防運動・各種イベント開催時などあらゆる機会を捉えた広報活動を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、オンラインによる啓発動画の配信等を推進し、市民の防火・防災・減災意識の高揚を図る。

夜間や休日の救急医療体制の強化

進捗	・ 平日夜間や日祝日など、一般医療機関の診療時間外に市立急患診療センター及び急患診療所を開設し、初期救急患者の受入れを実施。 * 受入患者数 R2n : 29,085 人 → R3n : 40,389 人 ・ 新型コロナウイルス感染症対応については、患者の動線分けや、コロナ患者専用診察室の増設及び医療従事者の増員など診療体制を強化。
課題	・ 国が推進している医師の働き方改革により、急患診療センターや急患診療所に出務する医師の確保に影響を及ぼす可能性がある。 ・ 患者急増期は診療体制を増強するなど対応を図ってきたが、祝日や連休など特定の時期は待ち時間が長時間となる場合がある。
今後	・ 必ずしも急を要しない患者は、できるだけ昼間にかかりつけ医の受診を促すなど、救急医療に関する広報・啓発の充実に取り組む。 ・ 医療の質を確保し、安全安心な医療を提供するため、関係機関と協議し、休日、夜間等における診療体制を確保する。 ・ 待ち時間の短縮につながるシステムや医療・検査機器の導入を行う。

●災害に強い都市基盤整備

住宅等の耐震化に関する支援や啓発

進捗	・ 「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、住宅、民間特定建築物の耐震化に関する支援や啓発を実施。 ・ 「福岡市耐震改修促進計画」を R3.4 に改定。
課題	・ 耐震改修促進法の改正施行(H25.11)により、耐震診断が義務化された要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進していく必要がある。 ・ 災害時の避難や輸送のため、緊急輸送道路の沿道にある一定の高さを超える建築物（通行障害建築物）についても、耐震化を促進していく必要がある。
今後	・ 本市の耐震改修促進計画の目標である、住宅、民間特定建築物の耐震化率 95%を目指すし、より一層の普及啓発に努める。 ・ 要緊急安全確認大規模建築物については、建物所有者に対してヒアリング等を行い、耐震改修等の実施を促していく。 ・ 耐震化の指導の対象となる通行障害建築物については、道路の指定について周知するとともに、耐震化の現状について所有者に対してヒアリング等を行い、必要に応じて耐震診断や耐震改修の実施を促していく。 ・ 国の耐震化に関する基本方針等を踏まえながら、引き続き、耐震化を促進していく。

災害対策の拠点となる区庁舎の耐震化

進捗	・ 耐震対策が必要な博多区庁舎の新庁舎建設工事が完了。
課題	・ 耐震対策事業スケジュールに基づき、速やかに現庁舎の解体工事を完了する必要がある。
今後	・ R4n の新庁舎開庁後、現庁舎の解体工事を行う。

放置空家の倒壊等被害の防止

進捗	・ 放置空家の課題は、多岐に渡るため、関係局区が連携して放置空家対策を行っている。 ・ 近隣住民からの相談、関係局区からの情報提供や、実態調査により把握した空家等のうち、そのまま放置すれば危険となる空家に対して、現地調査及び所有者等の調査を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（H27.5 施行）及び「空家等の適切な管理に関する条例」（H29.4 施行）に基づき、放置空家の所有者等に対し適切な管理のために必要な対応をとるよう助言、指導及び是正を実施。
課題	・ 建物所有者の高齢化や死亡、遠隔地への転居などにより、放置空家となっている場合が多く、適切な管理能力の低下や遠隔地に居住するため所有者としての責任感の希薄さのほか、相続登記がなされていない場合は、相続人の調査が必要となるなど、様々な理由により、是正までに時間を要する。
今後	・ 法及び条例に基づき、所有者等による適切な管理を促しつつ、すでに生じている放置空家に対しては、管理不全空家等や特定空家等の状態に応じた措置を適切に行っていく。

水道・下水道施設の耐震対策

進捗	・ 「福岡市地域防災計画」に指定された避難所や救急告示病院などへの給水ルート（配水管）を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」については、R3n は、2 箇所の工事を実施。 ＊水道耐震ネットワーク工事完了施設 R2n：238 箇所 → R3n：240 箇所（対象施設 256 箇所） ・ 「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づき、下水道施設の耐震化を実施。 ＊耐震化進捗状況（目標値は「福岡市下水道経営計画 2024」による） 管渠 R2n：121 km → R3n：127 km（見込み）【目標 R6n：121km】
課題	・ 震災直後でも避難所や救急告示病院などの施設において必要な水の確保ができるようにするため、施設への給水ルート（配水管）については計画的に耐震化を進めていく必要がある。 ・ 下水道施設は、対象となる施設が膨大であり、耐震化には多大な費用と時間が必要であることから、優先度を見極めながら、耐震化に取り組んでいく必要がある。
今後	・ 耐震ネットワーク工事については、R6n までに対象施設 256 箇所全ての工事を完了させる。 ・ 直下型地震への備えとして、下水道施設の耐震化を引き続き進めるとともに、地震により下水道施設が被災した場合を想定し、バックアップ機能が確保できるよう、ネットワーク化等を検討していく。

無電柱化の推進と緊急輸送道路の整備（拡幅、橋梁の耐震補強）

進捗	・ 地震発生時の緊急輸送道路の確保や、電柱の倒壊等による被害防止のため、無電柱化や道路橋の耐震対策、都市計画道路の整備を推進。 ＊無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備延長 R2n：150.3km → R3n：153.6km（見込み）【目標 R6n：168km】 ＊道路橋の耐震対策 R2n：10 橋/11 橋 → R3n：10 橋/11 橋（見込み） ＊都市計画道路の整備率 R2n：84.7% → R3n：84.9%（見込み）
課題	・ 近年における災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、コスト縮減や事業のスピードアップを図りながら、無電柱化を更に推進していく必要がある。
今後	・ 無電柱化については、「福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）」に基づき、低コスト手法の活用や設計・工事の効率化を図りながら、計画的かつ効率的に推進していく。

施策3-2 安全で快適な生活基盤の整備

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●安全で快適な道路環境づくり

身近な生活道路の改善

- ・通学路の歩車分離率（市管理の国道・県道・市道） R2n：73.5% → R3n：74.2%（見込み）

道路のバリアフリー化（歩道のフラット化） <再掲1-1>

- ・生活関連経路のバリアフリー化率（市管理の国道・県道・市道） R2n：91.1% → R3n：93.9%（見込み）

自転車通行空間の整備 <再掲3-4>

- ・自転車通行空間の整備 R2n：122.7km → R3n：131.6km（見込み）

九州大学移転関連道路の整備 <再掲8-2>

- ・学園通線の整備（R3n：歩道舗装等を実施）

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）

- ★R4.8の高架切替に向け、高架橋工事、筑紫通り本整備等を実施

無電柱化の推進<再掲3-1>

- ・無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備延長 R2n：150.3km → R3n：153.6km（見込み）

●総合治水対策の推進

浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）

- ★雨水整備Doプラン重点地区（55地区）整備状況 R1n：55地区（完了）
- ★雨水整備Doプラン2026重点地区（33地区）整備状況 R2n：3地区→R3n：7地区（見込み）
- ★雨水整備レインボープラン天神 進捗状況 R3n：第2期事業実施中

雨水流出抑制等の推進

- ・福岡市雨水流出抑制指針に基づき、各施設管理者による浸透・貯留施設整備を実施

河川改修と水辺環境の保全

- ・都市基盤河川改修率 R2n：91.5% → R3n：92.2%（見込み）
- ・準用河川改修率 R2n：78.3% → R3n：78.5%（見込み）
- ★準用河川香椎川は搬入路工を実施

●施設の計画的・効率的な維持管理の推進（アセットマネジメント）

道路・橋梁のアセットマネジメント

- ・道路・橋梁の修繕の進捗状況

幹線道路	<u>R2n：約22km → R3n：約25km（見込み）</u>
生活道路	<u>R2n：2,128箇所 → R3n：2,328箇所（見込み）</u>
橋梁	<u>R2n：175橋 → R3n：192橋（見込み）</u>

下水道・河川施設のアセットマネジメント

- ・下水道施設の改築更新の進捗状況

管渠	<u>R2n：101km → R3n：136km（見込み）</u>
ポンプ場	<u>R2n：43箇所 → R3n：46箇所（見込み）</u>

港湾施設のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針及び維持管理計画に基づき、施設の点検、補修・更新を実施

区役所・市民センター等のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づき、施設の改修・修繕を実施

公園のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、施設の改修・修繕を実施

市営住宅のアセットマネジメント

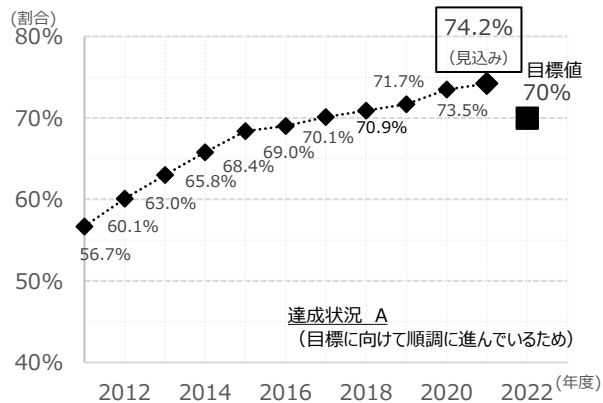
- ・市営住宅の耐震化率 R2n : 99.7% → R3n : 99.7%

学校施設のアセットマネジメント

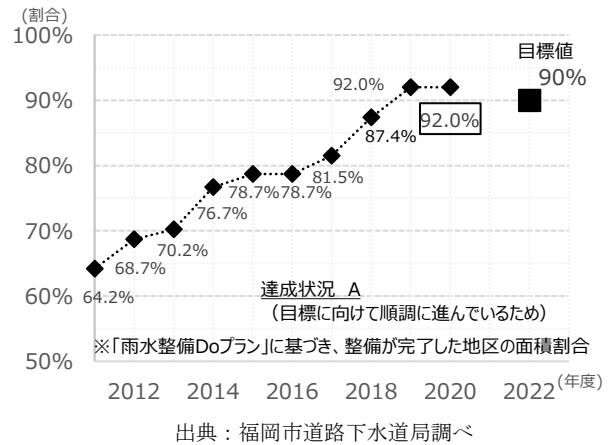
- ・大規模改造工事（16校）、外壁改修工事（13校）、便所改造工事（52校）を実施

2 成果指標等

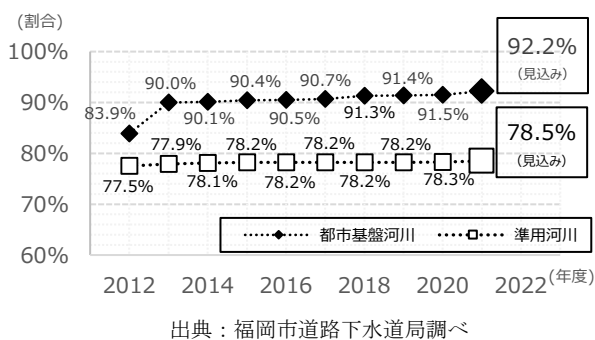
①通学路における安全な歩行空間の確保度（歩車分離率）



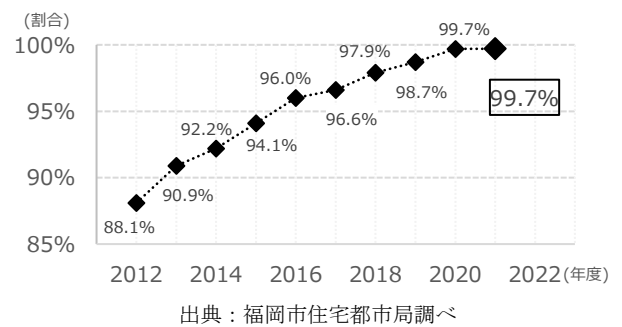
②下水道による浸水対策の達成率※



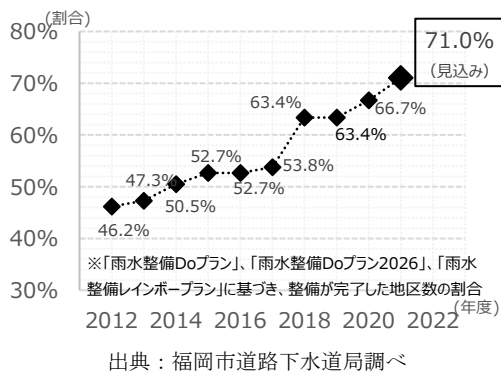
③都市基盤河川・準用河川改修率〔補完指標〕



④市営住宅の耐震化率〔補完指標〕



⑤下水道による浸水対策の達成率※〔補完指標〕



<指標の分析>

指標①については、基本計画での2022年度の目標値に達したことから、第2次実施計画において中間目標値を高く設定しており、今後は、新たな目標値の達成に向け事業を進める。

指標②については、「雨水整備Doプラン」に基づき着実に整備を進めてきた結果、目標値を達成した。また、指標⑤についても着実に増加しており、下水道による浸水対策が進んできている。

指標③については、着実に進捗しており、都市基盤河川の水崎川は2023年度に完了予定、準用河川の片江川は2019年度に完了した。

指標④については、耐震化率を2025年度末までに100%にすることを目標としており、残り1棟の建替事業により目標を達成する見込みである。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●安全で快適な道路環境づくり

身近な生活道路の改善	
進捗	「福岡市道路整備アクションプラン 2024」(R3.6 策定) *通学路の歩車分離率(市管理の国道・県道・市道) R2n: 73.5% → R3n: 74.2% (見込み) *狭あい道路の占める割合 R2n: 18.0% → R3n: 17.9% (見込み)
課題	- 市民に身近な生活道路の改善や通学路の安全対策、さらに、道路メンテナンスや老朽化対策、防災・減災対策など安全で快適な道づくりの重要性、必要性は一層増大している。 - 大都市の人口 10 万人当たりの交通事故発生件数がワースト 4 位(R1n: 486 件)、自動車 1 万台当たりの交通事故発生件数がワースト 3 位(R1: 101 件)。 - 狭あい道路拡幅整備事業は、買収によらないことから土地所有者の協力が必要である。
今後	「福岡市道路整備アクションプラン 2024」に基づき、身近な生活道路の改善を進める。 - 狭あい道路拡幅整備事業においては、所有者の協力が得られるよう、補助制度を周知しながら、効果的な事業進捗を図る。

道路のバリアフリー化(歩道のフラット化) <再掲 1-1>	
進捗	- 福岡市道路整備アクションプラン 2024 (R3.6 策定) *生活関連経路のバリアフリー化率(市管理の国道・県道・市道) R2n: 91.1% → R3n: 93.9% (見込み)
課題	生活関連経路以外の道路におけるバリアフリー化のニーズも高い。
今後	「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、生活関連経路に位置づけられている道路のバリアフリー化を優先的に進めるとともに、それ以外の箇所においても、歩道のフラット化などユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進する。

自転車通行空間の整備 <再掲 3-4>	
進捗	- 福岡市自転車活用推進計画 (R3.3 策定) - 自転車通行空間の整備推進 *整備延長 R2n: 122.7km → R3n: 131.6km (見込み) 【R6n 目標: 160km】 - うち、車道部における整備延長 R2n: 52.5km → R3n: 60.9km (見込み)
課題	都心部については、限られた道路空間の中での自転車通行空間の整備や、錯綜する自転車利用者と歩行者の安全性の確保が必要である。
今後	「福岡市自転車活用推進計画 (R3.3 策定)」に基づき、歩行者・自転車・自動車など全ての道路利用者が快適に利用できる道路空間づくりを目指し、自転車通行空間の整備を推進する。(R3n~R6n の 4 ヶ年で、自転車通行空間の整備延長を現状の 122.7km から 160km へ延伸する)

九州大学移転関連道路の整備 <再掲 8-2>	
進捗	学園通線の整備を推進した。 *R2n: 擁壁設置、歩道舗装等を実施
課題	特になし。
今後	学園通線の全区間歩道部供用に向けて、事業を推進。

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）

進捗	・ R3n においては、高架橋工事、筑紫通り本整備等を実施。
課題	・ 高架切替時期延伸の影響を最小限とする必要がある。
今後	・ 隣接する福岡県事業区間との R4.8 の同時高架切替に向け、事業を推進。 ・ 現在、仮設道路に切り替えている筑紫通りの本線復帰を 1 年前倒し、R4.9 に供用する予定。 ・ 側道整備については、高架工事完了後に実施する計画であったが、一部路線で先行して実施する予定。

無電柱化の推進 <再掲 3-1>

進捗	・ 地震発生時の緊急輸送道路の確保や、電柱の倒壊等による被害防止のため、無電柱化を推進。 ＊無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備延長 R2n:150.3km → R3n:153.6km（見込み）
課題	・ 近年における災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、コスト削減や事業のスピードアップにより、無電柱化を更に推進していく必要がある。
今後	・ 「福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）」に基づき、低コスト手法の活用や設計・工事の効率化を図りながら、計画的かつ効率的に推進していく。

●総合治水対策の推進

浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）

進捗	・ 「雨水整備D o プラン」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第 1 期事業）に基づき、重点地区の主要施設整備が R1n 完了。R1n 以降も浸水に対する安全度の向上に向けて「雨水整備D o プラン 2026」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第 2 期事業）に基づき、整備を実施。 - R2n：62 地区 → R3n：66 地区（見込み）【目標 R6n：81 地区】 ＊雨水整備D o プラン重点地区進捗状況 R1n：55 地区／55 地区 進捗率 100%（完了） ＊雨水整備D o プラン 2026 重点地区（33 地区）進捗状況 R2n：3 地区／33 地区 進捗率 14% → R3n：7 地区／33 地区 進捗率 32%（見込み） ＊雨水整備レインボープラン博多・天神進捗状況 H24n：博多（2 地区）完了 H30n：天神 第 1 期事業（2 地区）完了 R1n～：天神 第 2 期事業（1 地区）実施
課題	・ 近年、雨の降り方が、集中化・激甚化しており、浸水被害のリスクが増大している。
今後	・ 浸水に対する安全度の向上に向けて、「雨水整備D o プラン 2026」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第 2 期事業）に基づき、引き続き浸水対策に取り組んでいく。

雨水流出抑制等の推進	
進捗	・ 公共施設における雨水流出抑制対策を推進するため、「福岡市雨水流出抑制指針」に基づき、道路における透水性舗装や、浸透側溝の整備を行うとともに、公園や学校などの新設や再整備に併せ、各施設管理者による浸透・貯留施設整備を実施。 ・ 雨水貯留施設整備事業（不動ヶ浦池）を推進。
課題	・ 近年、雨の降り方が、集中化・激甚化しており、浸水被害のリスクが増大している。 ・ 都市化の進展によって、河川流域における雨水を保水・浸透する機能が低下している。
今後	・ 浸水安全度の更なる向上を図るため、引き続き、市所管の公共施設における、雨水流出抑制施設の導入を推進していく。 ・ 雨水流出抑制により河川に対する洪水負担の軽減を図ることを目的として、かんがい用途のなくなった農業用ため池を治水池に転用し、洪水調節機能を持たせるための雨水貯留施設整備を推進。

河川改修と水辺環境の保全	
進捗	・ 都市基盤河川改修事業（周船寺川、水崎川、金屑川）を推進。 ＊河川改修率 R2n：91.5％ → R3n：92.2％（見込み） ・ 準用河川改修事業（香椎川、若久川）を推進。片江川についてはR1nに完了。 ＊河川改修率 R2n：78.3％ → R3n：78.5％（見込み） ・ 局地的・集中的な豪雨からの被害軽減に向け、局所洗掘対策などを実施（大谷川）。 ・ 多自然川づくりによる多様な生き物の生息環境の保全（周船寺川、水崎川）。
課題	・ 過去に水害が発生するなど、治水安全度の低い河川の早期改修が望まれている。 ・ 河川改修にあたっては、治水と経済効率性の観点に加え、自然環境への配慮が必要である。
今後	・ 準用河川香椎川はR4nに発進立坑築造を予定。 ・ 市民の生命と財産を守るうえで重要な河川改修を進めるとともに、多様な生物の生息環境などの保全を図る。

●施設の計画的・効率的な維持管理の推進(アセットマネジメント)

道路・橋梁のアセットマネジメント	
進捗	・ 幹線道路のアセットマネジメント基本方針を策定し、H25nから本格的に幹線道路の舗装修繕事業に着手。R3nで約25kmを完了（見込み）。 ・ 生活道路のアセットマネジメント基本方針を策定し、H26nから本格的に生活道路の修繕に着手。R3nで2,328箇所を完了（見込み）。 ・ 橋梁の長寿化修繕計画に基づき、H22nから計画的な修繕に着手。R3nで192橋を完了（見込み）。
課題	・ 橋梁：全体約2,000橋のうち約20％が建設後50年を経過（R3.4.1時点）。20年後には、全体の約80％が50年を経過するため、老朽化の進行に伴い、計画的な修繕を行う必要がある。
今後	・ 各道路施設のアセットマネジメント事業を推進していくとともに、老朽化が進むその他各種施設についても、アセットマネジメント維持管理手法を導入し、コスト縮減と予算の平準化を行いながら、計画的かつ効率的な道路施設の維持管理に努めて行く。 なお、橋梁やトンネル、横断歩道橋等の大規模施設については、定期点検の結果を基に、計画的な修繕に取り組んでいく。

下水道・河川施設のアセットマネジメント

進捗	・下水道施設の適正な機能確保のため、「福岡市下水道管渠施設アセットマネジメント基本方針」や「福岡市下水道施設ストックマネジメント基本方針」等に基づき、管渠・ポンプ場・処理場の改築更新を計画的に実施。 ＊改築更新の進捗状況 - 管渠 R2n：101 km → R3n：136 km（見込み） - ポンプ場 R2n：43 箇所 → R3n：46 箇所（見込み） ・福岡市河川施設アセットマネジメント基本方針に基づき、計画的な修繕・更新を実施。
課題	・下水道施設の多くが供用開始後 30 年以上を経過しており、老朽化した施設の増加に対し、適切な機能確保、事故の未然防止等を図ることが必要である。 ・今後、河川施設の老朽化により更新費用の増大が見込まれる。
今後	・下水道の役割を適切に果たし、市民の快適な暮らしや経済活動を支え続けるために、引き続き、管渠・ポンプ場・水処理センターの計画的かつ効率的な改築更新を実施する。 ・定期的な点検により河川の状態を把握し、予防保全的な修繕・更新を行うことで、施設の延命化や投資費用の平準化を図る。

港湾施設のアセットマネジメント

進捗	・アセットマネジメント基本方針及び維持管理計画に基づき、施設の点検、補修・更新を実施。
課題	・予防保全的管理による施設の延命化や、ライフサイクルコストの縮減、低利用施設のスクラップや利用転換など具体的に取組む必要がある。
今後	・維持管理計画に基づき計画的に点検、補修・更新を実施する。 ・実施にあたっては、限られた予算を効果的に執行する。 ・市費負担軽減のため、補助事業などを積極的に活用する。

区役所・市民センター等のアセットマネジメント

進捗	・アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づき、施設の改修・修繕を計画的に実施。
課題	・施設の老朽化が進んでおり、かつ一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化を図り、計画的に改修・修繕を行う必要がある。
今後	・アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づく施設の改修・修繕を計画的に実施する。

公園のアセットマネジメント

進捗	・身近な公園において、アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、遊具や照明灯等の更新を実施。 ・大規模公園において、アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、東平尾公園等の施設改修等を実施。
課題	・市内の公園の約半数は S40～50 年代に設置されており、これらの老朽化した施設や、地域ニーズと合致しない公園について、計画的な施設更新を図る必要がある。 ・大規模公園施設の老朽化に伴う大規模改修については、平準化を図りながら計画的に取り組む必要がある。
今後	・施設更新については、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に実施していく。 ・大規模公園の施設については、引き続き、老朽化に伴う計画的な改修を進める。

市営住宅のアセットマネジメント

進捗	・「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替8住宅 945 戸、住戸改善2住宅 240 戸、耐震改修1住宅 147 戸等を実施。 ＊市営住宅の耐震化率 R2n : 99.7% → R3n : 99.7%
課題	・市営住宅については、S40～50 年代に大量供給されており、老朽化や設備水準の陳腐化が進行。
今後	・「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、平準化を図りつつ、市営住宅の効率的かつ的確な機能更新と維持保全を行う。

学校施設のアセットマネジメント

進捗	・大規模改造工事（16 校）、外壁改修工事（13 校）、便所改造工事（52 校）を実施。
課題	・市立の 226 学校（うち 1 校は休校中）の多くは S40～50 年代に整備され、全体の約 8 割が築 30 年を経過（R3n 末）し、大規模改造などの改修未実施校が累積している。
今後	・「学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改造などの改修未実施校の累積を早期に解消し、計画的に改修を行い、予防保全の取組みを強化することで、適切な学校施設の維持管理に取り組む。

施策3-3 良質な住宅・住環境の形成

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

● 良質な住宅、住環境形成の推進

民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する支援 <再掲8-2>

- ・共同住宅の供給戸数（累計） R2n : 4,249 戸 → R3n : 4,875 戸

市営住宅の耐震化・バリアフリー化

- ・市営住宅の耐震化率 R2n : 99.7% → R3n : 99.7%

分譲マンションの管理適正化の推進

- ・「福岡市マンション管理適正化推進計画」の策定 (R4.3)

● 安心して住み続けられる住宅供給の促進

住宅セーフティネット機能強化

- ・セーフティネット住宅の登録戸数（累計） R2n : 562 戸 → R3n : 3,945 戸

高齢者への居住支援

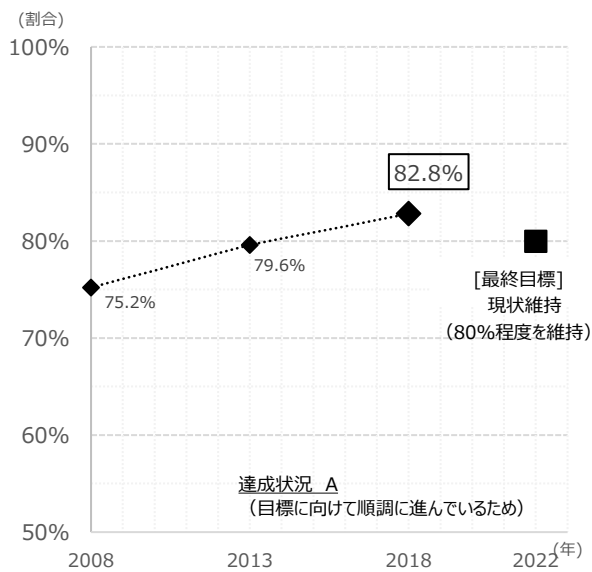
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数（累計） R2n : 3,272 戸 → R3n : 3,272 戸
- ・「住まいサポートふくおか」による住替え件数（累計） R2n : 271 件 → R3n : 342 件
- ・高齢者世帯住替え助成件数 R2n : 5 件 → R3n : 5 件

子育て世帯への居住支援

- ・子育て世帯住替え助成件数 R2n : 209 件 → R3n : 228 件

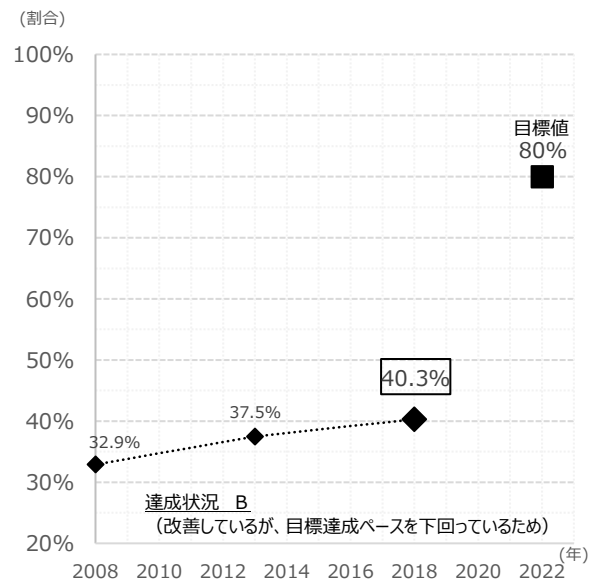
2 成果指標等

①住んでいる住宅及び住環境に対する満足度



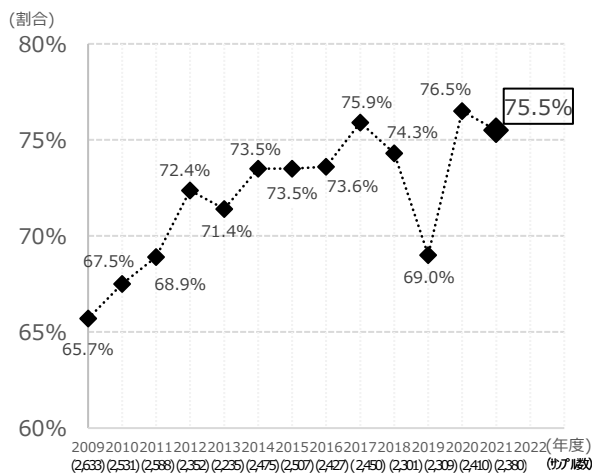
出典：国土交通省「住生活総合調査」

②高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー化が行われた割合

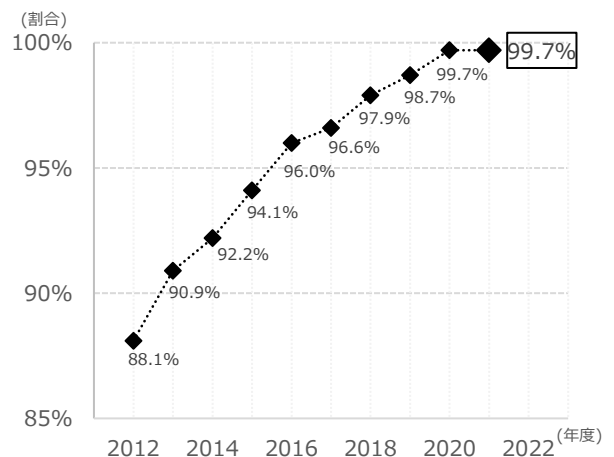


出典：総務省「住宅・土地統計調査」

③住宅事情に関する満足度〔補完指標〕



④市営住宅の耐震化率〔補完指標〕〈再掲3-2〉



<指標の分析>

指標①は、住宅の広さ・バリアフリー化など住んでいる住宅に対する満足度や、立地上の利便性・防犯性など住環境に対する満足度について、総合的に評価しているものであるが、目標を達成しており、良質な住宅・住環境の形成が図られている。また、市で実施している指標③の住宅事情に関する満足度についても、高水準を維持している。指標②のバリアフリー化率については、緩やかに増加している。指標④の耐震化率については、2025 年度末までに 100%にすることを目標としており、残り 1 棟の建替事業により目標を達成する見込みである。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

○：概ね順調	[参考]前年度 ○：概ね順調
--------	-------------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●良質な住宅、住環境形成の推進

民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する支援 <再掲 8-2>	
進捗	・アイランドシティにおいて、良好な住宅市街地形成を促進するため、民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する助成を実施。 * 共同住宅の供給戸数（累計）R2n：4,249戸 → R3n：4,875戸 * R3n：継続事業4件[1,504戸]
課題	・民間事業者による共同住宅の整備スケジュールと、道路、公園などの整備スケジュールとの整合を図りながら、住宅市街地の形成を推進していく必要がある。
今後	・今後とも、必要な事業費（国費）を確保し、良好な住宅市街地の形成を着実に推進する。

市営住宅の耐震化・バリアフリー化	
進捗	・「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替8住宅945戸、住戸改善2住宅240戸、耐震改修1住宅147戸等を実施。 * 市営住宅の耐震化率 R2n：99.7% → R3n：99.7%
課題	・市営住宅について、入居者に占める高齢者の増加への対応が必要。 * 市営住宅入居者に占める高齢者の割合：40.1%（R3n） ⇔ 市全体：22.4%（R3n） * 市営住宅入居者に占める高齢者単身世帯率：31.2%（R3n） ⇔ 市全体：9.8%（R2 国勢調査） ・市営住宅（170住宅・31,217戸）は、S40～50年代に大量供給し、老朽化や設備水準の陳腐化が進行。
今後	・高齢化の進展に対応するため、大規模市営住宅の建替えに際しては、ユニバーサルデザインの導入とともに、周辺地域の課題を踏まえ、高齢者施設や子育て支援施設などの福祉的機能等の誘導を図り、「ユニバーサル都市・福岡」の地域拠点として整備を推進。既存市営住宅についても、住戸改善や共用階段部への手摺り設置などにより、ユニバーサルデザイン化を推進。 ・東日本大震災を踏まえ、住環境やコスト等を考慮したうえで、建替事業により耐震化率の目標を達成する見込み。

分譲マンションの管理適正化の推進	
進捗	・分譲マンションの管理不全化の未然防止や解消を図るため、管理組合の管理意識向上に向けた啓発や知識普及等の支援を実施。 ・「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（R2.6公布／R4.4施行）の改正に基づき、「福岡市マンション管理適正化推進計画」を策定。
課題	・今後、築40年を超える高経年マンションが増加し、管理組合の管理能力の低下や建物の老朽化による管理不全化が懸念されるため、その解消と未然防止が必要。
今後	・推進計画に基づき、マンションの管理状況に応じた支援策について関係団体や専門家と連携した取組みを推進していく。

●安心して住み続けられる住宅供給の促進

住宅セーフティネット機能強化	
進捗	- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット機能強化を図るため、セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援の実施及び不動産関係団体や不動産事業者などと連携による、民間賃貸住宅の賃貸人や管理事業者等に対する広報・周知を実施。 *セーフティネット住宅の登録戸数（累計） R2n：562戸→ R3n：3,945戸
課題	増加・多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公的及び民間を合わせた賃貸市場全体による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの機能強化が必要。
今後	- 居住支援体制の充実やセーフティネット住宅への改修費補助及び入居者負担低減などの経済的支援を継続して実施し、住宅確保要配慮者の受入れに対する大家等の不安の低減に努める。 - 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅事業者・福祉団体と連携を図り、個々の状況に応じた居住支援に取り組む。

高齢者への居住支援	
進捗	- バリアフリー化や安否確認サービスなど、一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を推進。 *サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数（累計） R2n：3,272戸 → R3n：3,272戸 - 高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住まいサポートふくおか」を実施。 *「住まいサポートふくおか」による住替え件数（累計） R2n：271件 → R3n：342件 - 高齢者の居住環境の改善を図るため、住替えが必要な高齢者世帯の民間賃貸住宅への住替えに係る費用の一部助成を行う「高齢者世帯住替え助成事業」を実施。 *助成件数 R2n：5件 → R3n：5件
課題	- 高齢者の居住の安定確保に向けて、単身・夫婦のみ高齢者世帯の急激な増加等への対応のため、H23nに創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の登録推進及び施設の適正な維持・管理を行うとともに、高齢者居住安定確保計画（H31.3改定）に基づき、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みが必要。 ※登録制度：介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅の確保を目的に、基準を満たした住宅を登録。登録住宅の建設・改修に対し、国の補助支援がある。 *サービス付き高齢者向け住宅の年間供給目標：年間120戸
今後	- 登録制度及び登録を前提とする国の建設費補助制度等について、引き続き、民間事業者へ広報・周知することにより、高齢者向け住宅の供給を促進。 - 高齢者の安定した居住の継続に向け、サービス付き高齢者向け住宅の適正な維持・管理等について事業者への助言・指導を行うとともに、必要に応じて報告徴収や立ち入り検査等を実施。 - 引き続き、高齢者の居住環境の改善を図るため、「高齢者世帯住替え助成事業」を実施する。

子育て世帯への居住支援	
進捗	- 子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部助成を行う「子育て世帯住替え助成事業」をH30より継続的に実施中。 *助成件数 R2n：209件→ R3n：228件
課題	子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的負担の緩和が求められている。
今後	引き続き、子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するため、「子育て世帯住替え助成事業」を実施するとともに、事業のさらなる周知を図り、利用を促進する。

施策3-4 ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●安全で適正な自転車利用

放置自転車の削減

- ・駐輪場の整備 R2n : 134 箇所 49,860 台 → R3n : 134 箇所 49,732 台 (見込み)
- ・有料駐輪場の1日平均利用者数 R2n : 29,157 人 → R3n : 30,769 人 (見込み)
- ・自転車放置率 R2n : 1.6% → R3n : 1.3% (見込み)

自転車通行空間の確保

- ★自転車通行空間の整備 R2n : 122.7km → R3n : 131.6km (見込み)

自転車利用に関する交通ルールの遵守や交通マナーの向上

- ★自転車教室(体験型含む)の受講者 R2n : 14,375 名 → R3n : 26,566 名
- ★自転車事故発生件数 R2 : 1,439 件 → R3 : 1,470 件

●モラル・マナーの向上

モラル・マナーに関する啓発

- ★路上禁煙地区における歩行喫煙率 R2n : 0.08% → R3n : 0.03%

動物愛護・適正飼育の普及啓発

- ・実質的殺処分頭数 R2n : 0 → R3n : 0
- ・離乳前子猫の哺育数 R2n : 59 → R3n : 100

不法投棄防止のための広報啓発と監視体制強化

- ・不法投棄処理量 R2n : 21t → R3n : 26t

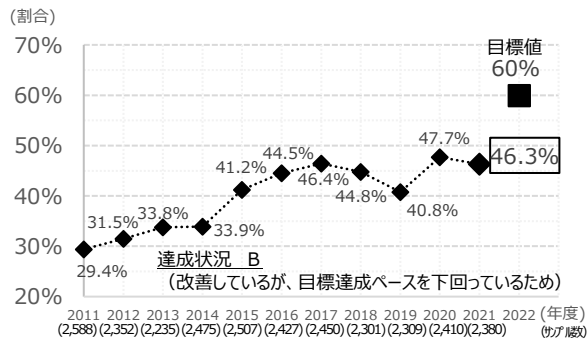
●屋外・路上広告物の適正化

無許可広告物の是正と路上違反広告物削減の取組み

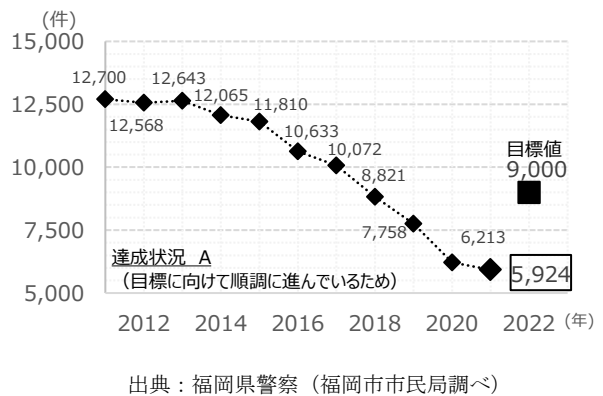
- ・路上違反広告物
 - *簡易除却枚数 R2n : 8,987 枚 → R3n : 11,963 枚
 - *注意・指導文書等送付先数 R2n : 37 社 → R3n : 21 社
- ・無許可広告物是正個数 R2n : 70 個 → R3n : 49 個

2 成果指標等

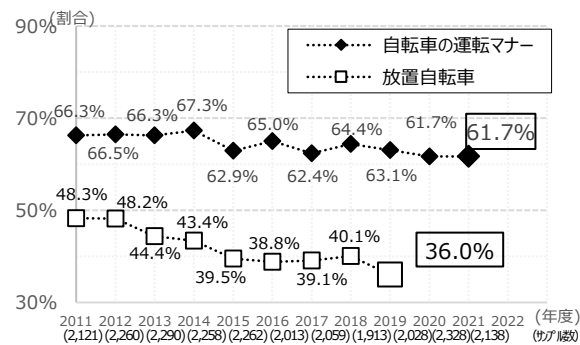
① 市民のマナーに対する満足度



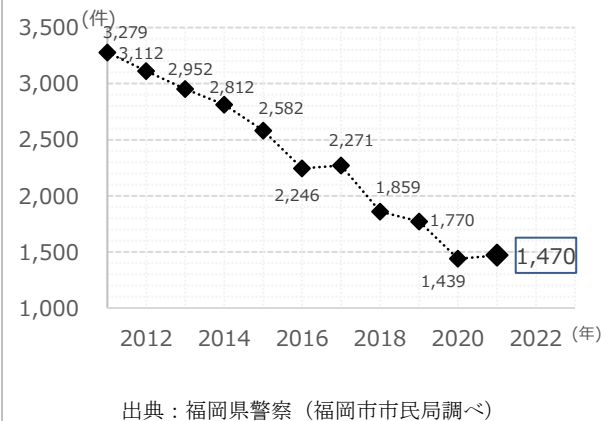
② 交通事故発生件数



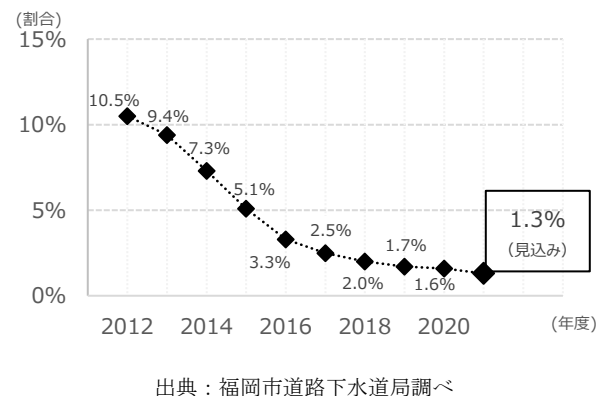
③ 市民のマナー評価（否定評価）〔補完指標〕



④ 自転車事故発生件数〔補完指標〕



⑤ 自転車放置率〔補完指標〕



<指標の分析>

指標①の市民のマナーに対する満足度は前年度に比べて低下しており、指標③の自転車に関する市民のマナー評価（否定評価）は横ばいであった。また、「福岡市交通安全計画」に基づき交通安全施策を推進した結果、指標④の自転車事故発生件数は前年度に比べて増加に転じたものの、指標②の交通事故発生件数及び指標④の自転車事故発生件数は長期にわたって減少傾向が続いており、計画で設定している 2021 年の抑止目標を達成した。指標⑤の自転車放置率についても、駐輪場の整備や放置自転車の撤去に取り組んだ結果、着実に減少している。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●安全で適正な自転車利用

放置自転車の削減	
進捗	・ 放置自転車対策 * 駐輪場の整備 R2n : 134 箇所 49,860 台 → R3n : 134 箇所 49,732 台 (見込み) * 有料駐輪場の1日平均利用者数 R2n : 29,157 人 → R3n : 30,127 人 (見込み) ・ 自転車放置率は低下傾向にある。 *R2n : 1.6% → R3n : 1.3% (見込み)
課題	・ 市全体の放置率は1%台で漸減しているが、今後も地域の実情を踏まえた効率的な取り組みを継続する必要がある。
今後	・ 効率的な放置自転車対策に取り組み、放置自転車の削減を推進する。

自転車通行空間の確保	
進捗	・ 福岡市自転車活用推進計画 (R3.3 策定) 自転車通行空間の整備推進 * 整備延長 R2n : 122.7km → R3n : 131.6km (見込み) 【R6n 目標 : 160 km】 - うち、車道部における整備延長 R2n : 52.5km → R3n : 60.9km (見込み)
課題	・ 都心部については、限られた道路空間の中での自転車通行空間の整備や、錯綜する自転車利用者と歩行者の安全性の確保が必要である。
今後	・ 「福岡市自転車活用推進計画 (R3.3 策定)」に基づき、歩行者・自転車・自動車など全ての道路利用者が快適に利用できる道路空間づくりを目指し、自転車通行空間の整備を推進する。(R3n ~R6n の4ヵ年で、自転車通行空間の整備延長を現状の122.7kmから160kmへ延伸する)

自転車利用に関する交通ルールの遵守や交通マナーの向上	
進捗	・ 自転車安全利用の推進 * 自転車事故発生件数 R2 : 1,439 件 → R3 : 1,470 件 * 交通安全出前講座の実施 R2n : 391 回 34,005 名 → R3n : 567 回 57,476 名 (うち自転車教室 R2n : 126 回 14,375 名 → R3n : 195 回 26,566 名) * 地域、県警、関係機関・団体と連携した自転車安全利用に関する指導・啓発の実施やエリアマネジメント団体を通じて都心部への自転車通勤者に対する出前講座開催の働きかけ * 四季の交通安全運動期間やモラル・マナー市民運動の日を中心に自転車安全利用啓発キャンペーンを実施 * 自転車押し歩き推進区間における自主的な押し歩き率の向上 H25.4 末 : 37.2% → R4.3 末 : 38.6%
課題	・ 市内の自転車事故発生件数が前年比で 31 件増加しており、また市内の全交通事故の 24.8%を占めるとともに、県内の自転車事故の 45.0%を占めており、依然として高い水準にある。
今後	・ 引き続き、VR 動画の活用など体験型自転車教室を学校や地域等で開催するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い需要が拡大した、自転車を利用した飲食物等のデリバリーサービスを行う事業者等と連携し、自転車教室を実施するなど、自転車走行マナーの向上を図る。 ・ 地域や学校、自転車整備店等関係企業・団体に対して広く自転車安全利用の周知を図る。 ・ 「福岡市自転車の安全利用に関する条例」の一部改正により、令和2年10月1日より、自転車損害賠償保険等※への加入が義務となったため、引き続き積極的な周知啓発に取り組んでいく。 ※自転車を利用中の事故により生じた、他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

●モラル・マナーの向上

モラル・マナーに関する啓発	
進捗	- モラル・マナー推進指導員による重点区域における迷惑駐車、歩行喫煙防止、自転車の安全利用などの指導啓発や、モラル・マナー向上市民運動の日を中心とした啓発活動を実施。 *市民のマナーに対する満足度 R2n：47.7% → R3n：46.3% *路上禁煙地区における歩行喫煙率 R2n：0.08% → R3n：0.03%
課題	市民のマナーに対する満足度は低下しており、自転車の走行マナーが悪いと感じる市民の割合が74.9%、喫煙マナーが悪いと感じる市民の割合が43.4%（いずれもR3n）となっていることから、引き続き指導・啓発が必要である。
今後	- モラル・マナー推進指導員による指導啓発活動を引き続き実施するとともに、自転車安全利用及び歩行喫煙防止の啓発動画を天神地区の大型ビジョン等において放映するなど、モラル・マナー向上の取り組みを進める。 - 全庁的にモラル・マナーの向上に総合的かつ計画的に取り組むため、「福岡市モラル・マナー向上推進本部」を中心に、モラル・マナーに関する課題の共有や解決に向けて関係局と連携を図りながら効果的な対策を検討する。 10月1日のモラル・マナー向上市民運動の日を中心に、各局が実施するモラル・マナーに関する施策を、市民、事業者、ボランティア団体、エリアマネジメント団体等と連携した市民運動として展開する。

動物愛護・適正飼育の普及啓発	
進捗	- 第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画（H27n～R6n）に基づく動物愛護及び適正飼育の普及啓発により、犬猫の実質的殺処分頭数が減少し、R1nに0を達成。 *実質的殺処分頭数 R2n：0 → R3n：0 - ミルクボランティア事業により、殺処分の大部分を占める離乳前子猫の哺育・譲渡に取り組んでいる。 *離乳前子猫の哺育数 R2n：59 → R3n：100 - 身近な場所であるペットホテルなどの協力を得る譲渡サポート店制度及び猫の譲渡施設を整備したふくおかどうぶつ相談室を活用し、犬猫の譲渡を推進している。 - 犬猫パートナーシップ店制度により、ペットショップの協力を得て、適正飼育や終生飼育等の啓発を実施することで飼い主責任の徹底を図っている。
課題	犬猫の実質的殺処分頭数0の維持のため、譲渡をより一層推進することが必要。
今後	引き続き、譲渡サポート店及びふくおかどうぶつ相談室等を活用し譲渡を推進する。

不法投棄防止のための広報啓発と監視体制強化	
進捗	- 地域の不法投棄防止活動を支援するとともに、監視カメラやパトロールによる監視、市民への広報啓発活動を推進している。 *不法投棄処理量 R2n：21t → R3n：26t
課題	不法投棄される場所の変化に対応した監視体制の再構築、投棄者特定につながる取り組み強化が必要。
今後	イベントや広報紙等の広報啓発活動を通して、不法投棄は犯罪であることを市民や事業者に対し周知徹底し、効果的な監視を行うため監視カメラの適所配置やパトロールの監視地域の随時見直しを実施する。

●屋外・路上広告物の適正化

無許可広告物の是正と路上違反広告物削減の取組み	
進捗	- 路上違反広告物については、これまでの取組みの結果、除却数等は減少傾向にあり、近年は横ばい。 - 路上違反広告物について、除却業務委託や市民ボランティアにより年間を通して簡易除却を実施。 *簡易除却枚数 R2n：8,987枚 → R3n：11,963枚 - 路上違反広告物を掲出している広告主に注意・指導文書等を送付。 *注意・指導文書等送付先数 R2n：37社 → R3n：21社 - 無許可広告物の広告主等に対し、法令の説明や是正指導を実施。 *無許可広告物是正個数 R2n：70個 → R3n：49個
課題	無許可広告物については、未だに許可制度を認知していない広告主等が多数存在することが課題。また、是正指導から是正完了まで長期間を要する広告主への対応が課題。
今後	- 路上違反広告物については、引き続き、違反広告物の簡易除却及び広告主への指導等に取り組む。 - 無許可広告物については、引き続き、許可制度の周知に取り組むとともに、合理的な期限を定めて是正指導に取り組む。

施策3-5 犯罪のない安全で住みよいまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●市民の防犯意識の向上と地域の防犯力の強化

市民の防犯意識の向上に向けた広報啓発等の実施

- ・性犯罪防止出前講座受講者数 R2n : 1回 19人※ → R3n : 2回 201人※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり

地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動への支援

- ★パトロールカー導入校区数 R2n : 106校区 → R3n : 108校区

●犯罪が発生しにくい環境づくり

街頭防犯カメラの設置

- ★街頭防犯カメラ設置台数(累計) R2n : 1,239台 → R3n : 1,403台

放置空家の適正管理の推進 <再掲3-1>

- ・放置すれば危険となるおそれのある空家に対し、法や条例に基づく指導等により放置空家対策を推進

●暴力団排除対策の推進

暴力団排除の機運醸成と公共工事からの暴力団排除

- ・公共工事からの暴力団等排除協議会設置数 R2n : 6件 → R3n : 14件

●飲酒運転撲滅への取組み

飲酒運転撲滅の啓発

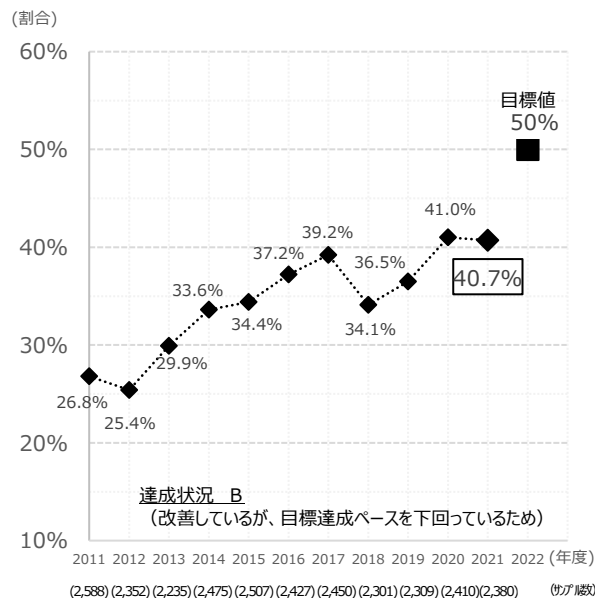
- ★交通安全教室等の受講者数 R2n : 391回 34,005人※ → R3n : 567回 57,476人※

- ・飲酒運転事故件数 R2 : 31件 → R3 : 23件

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり

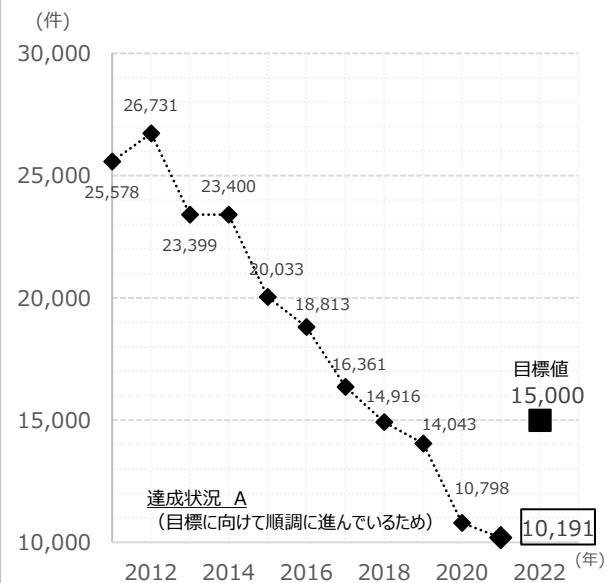
2 成果指標等

① 犯罪の少なさに対する満足度



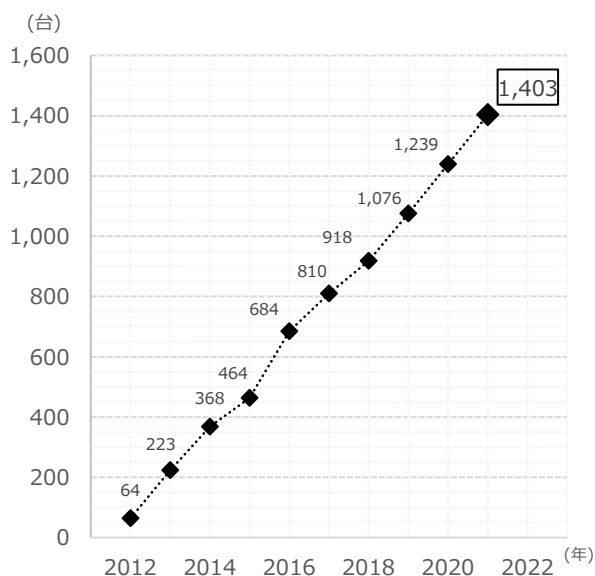
出典：福岡市市長室「市政に関する意識調査」

② 刑法犯認知件数



出典：福岡県警察（福岡市市民局調べ）

③ 街頭防犯カメラ設置台数（累計）[補完指標]



出典：福岡市市民局調べ

<指標の分析>

出前講座等による防犯啓発の推進、防犯パトロールや児童生徒の見守り活動、指標③の街頭防犯カメラの設置台数増加など、地域をはじめとする多様な主体の防犯活動への取組みを進めており、指標①の犯罪の少なさに対する満足度は改善傾向にあるが、目標値の達成に向けてさらなる取組みが必要である。

また、指標②の刑法犯認知件数は年々着実に減少し目標値を達成しており、社会全体で防犯力が高まっている。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●市民の防犯意識の向上と地域の防犯力の強化

市民の防犯意識の向上に向けた広報啓発等の実施	
進捗	・「新大学生防犯強化月間」（4～5月）において、市内15大学と連携の上、学生に対する防犯啓発メールの配信、チラシ等の配布を行い、大学新入生の防犯意識の向上を図った。 ・「福岡市防犯強化月間」において、地域に対して防犯活動で活用できる啓発物を作成するとともに、ホームページでのお知らせ等による当月間の周知及び市民の防犯意識の向上に向けた取組みを行うなど、市民が防犯活動に参加するきっかけづくりを推進した。 ・子ども・女性安全対策として、各々の特性に応じた防犯対策についての出前講座を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、R3.5.12～R3.7.11、R3.8.2～R3.9.30 および R4.1.27～R4.3.6 の出前講座の実施を中止した。 ＊性犯罪防止出前講座 R2n：1回・19人＊ → R3n：2回・201人＊ ＊子ども防犯出前塾 R2n：6回・308人＊ → R3n：7回・462人＊ ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり
課題	・刑法犯認知件数は、H14（57,578件）をピークに減少傾向だが、R3の人口千人当たりの件数は政令市で3番目（6.29件）に多い。 （1位：大阪市11.19件、2位：名古屋市6.81件、3位：福岡市6.29件） ・「福岡市の都市環境等に関する満足度」において「犯罪の少なさ」に対する市民の満足度は、13年連続（H21～R3）で「不満足」が高い（全18項目の中で評価が低い）。 ・このような犯罪情勢のなか、防犯意識が希薄となっていることが一因と考えられる犯罪も発生していることから、「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の向上を図ることが必要である。 ・また、出前講座については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施を一時中断したが、今後も、感染拡大防止対策を徹底しながら、より効果的な広報啓発や実施方法について検討することが必要である。
今後	・福岡市防犯のまちづくり推進プランに基づき、犯罪情勢や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、対象に応じた広報啓発や出前講座を実施するなど、市民の防犯意識の向上に向けた取組みを推進する。

地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動への支援	
進捗	・地域防犯パトロールカーに対する活動支援として、使用期間の満了した庁用軽自動車の無償譲渡（R2n：4台 → R3n：4台）や、車検代関連費用の補助（R2n：40台 → R3n：41台）、ガソリン代金の助成（R2n：6台 → R3n：4台）を実施。 ＊パトロールカー導入校区数 R2n：106校区 → R3n：108校区 ・市民団体等が自主的に行う落書き消し活動に対して、物品提供などの支援を実施。 ・小中学生が、防犯パトロールや落書き消し活動などの防犯活動の体験を通じて、モラル・マナーの向上や少年の健全育成を図ることを目的とした「安全安心少年隊」（各区1団体の7団体結成）に対して、体験活動の指導・助言等の活動支援を実施。
課題	・刑法犯認知件数の推移や犯罪の少なさに対する市民満足度調査の結果を踏まえ、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、地域防犯活動への支援に取り組む必要がある。
今後	・福岡市防犯のまちづくり推進プランに基づき、地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動の継続に向け、各種支援制度に関する周知を行っていく。

●犯罪が発生しにくい環境づくり

街頭防犯カメラの設置	
進捗	- 地域が設置する街頭防犯カメラについて、設置費用の助成を行った。 * 街頭防犯カメラ設置台数(累計) R2n : 1,239 台 → R3n : 1,403 台 - R3n より、損害賠償保険に市で一括加入し、カメラの維持管理面でも支援を行った。
課題	電気代、保守管理費、補修費用等が地域の負担になっている。
今後	引き続き自治協議会等への設置費用の助成を行い、街頭防犯カメラの普及促進を図っていく。

放置空家の適正管理の推進 <再掲 3-1>	
進捗	- 放置空家の課題は、多岐にわたるため、関係局区が連携して放置空家対策を行っている。 - 近隣住民からの相談、関係局区からの情報提供や、実態調査により把握した空家等のうち、そのまま放置すれば危険となる空家に対して、現地調査及び所有者等の調査を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(H27.5 施行) 及び「空家等の適切な管理に関する条例」(H29.4 施行) に基づき、放置空家の所有者等に対し適切な管理のために必要な対応をとるよう助言、指導及び是正を実施。
課題	建物所有者の高齢化や死亡、遠隔地への転居などにより、放置空家となっている場合が多く、適切な管理能力の低下や遠隔地に居住するため所有者としての責任感の希薄さのほか、相続登記がなされていない場合は、相続人の調査が必要となるなど、様々な理由により、是正までに時間を要する。
今後	法及び条例に基づき、所有者等による適切な管理を促しつつ、すでに生じている放置空家に対しては、管理不全空家等や特定空家等の状態に応じた措置を適切に行っていく。

●暴力団排除対策の推進

暴力団排除の機運醸成と公共工事からの暴力団排除	
進捗	- 福岡市暴力追放推進協議会において、暴力追放運動を推進。 ○R3. 11. 11 暴力追放福岡大会を開催 R3n は「第 30 回暴力追放福岡県民大会」と「第 9 回暴力追放福岡市民大会」を合同で開催。新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、規模を縮小して実施。約 200 名が参加し、暴力団の追放を誓う大会宣言等を行い、地域住民・企業・警察・行政・関係団体が一体となって暴力団排除活動の取り組みを実施。 - 市の事務事業からの暴力団排除のため、県警への照会を実施。 * R2n : 1,637 件 → R3n : 1,956 件 - 公共工事からの暴力団等排除協議会を設置した。 * R2n : 6 件 → R3n : 14 件 - 暴力団対策防犯カメラを天神・舞鶴地区に 30 台設置し運営。(H25n~)
課題	県内の暴力団情勢については、依然として、予断を許さない状況であることから、継続的な暴力団排除の機運醸成が必要。
今後	国や県の動きに合わせ、条例及び規則等における暴排条項の整備を徹底するとともに、暴力追放推進協議会等において、暴力団排除の「暴力追放 3 ない運動+1(プラスワン)」等の広報を積極的に展開することで暴力団排除の機運醸成を図る。

●飲酒運転撲滅への取組み

飲酒運転撲滅の啓発	
進捗	・福岡県や県警等と連携して、飲酒運転撲滅大会を開催するとともに、市民参加型の折り鶴プロジェクトを実施。また、四季の交通安全運動期間を中心に街頭キャンペーンを実施するとともに、飲酒運転撲滅宣言の店や撲滅ポスターの掲示協力店の拡大などの取組みを実施。 *交通安全教室等の受講者数 R2n：391回 34,005人※→R3n：567回 57,476人※ *飲酒運転ゼロを誓う「折り鶴」プロジェクト 折り鶴 15万羽超 *遺族への折り鶴贈呈 「折り鶴」プロジェクトに寄せられた折り鶴を、飲酒運転撲滅大会において市長から遺族代表へ贈呈 *生命のメッセージ展・アルコール依存症パネル展 開催中止※ *飲酒運転事故件数 R2：31件 → R3：23件 (H22：89件、H23：59件、H24：56件、H25：46件、H26：47件、H27：53件、H28：46件、H29：43件、H30：41件、R1：39件) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり
課題	・県警や地域、企業などと連携した飲酒運転撲滅の気運の醸成、アルコール依存症に関する啓発に取り組んできた中で、飲酒運転事故は前年と比較し8件減少し、統計が残っているS40以降で最小値となったものの、本市の目標である飲酒運転ゼロの達成に向けて継続的な取組みが必要である。
今後	・新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、飲酒運転撲滅大会など撲滅キャンペーンの開催方法を検討し、飲酒運転撲滅（ゼロ）に向け、引き続き市民や事業者等と連携した飲酒運転撲滅の啓発に粘り強く取り組んでいく。

施策3-6 安全で良質な水の安定供給

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●水の安定供給

水道施設の計画的な維持更新

- ・浄水場などの水道施設の計画的な更新を実施
- ・乙金浄水場の増強整備等を実施
- ・配水管の計画的な更新（45km/年）を実施（実質的な耐用年数を超過した管など）

●節水型都市づくり

水の有効利用

- ・配水調整システムの遠方監視制御装置の更新 R3n：更新 15 箇所
- ・漏水防止調査延長 R3n：2,967 km
- ・再生水供給区域内での再生水管の整備を実施

水を大切に使う心がけの継承

- ・節水に心がけている市民の割合 R2n：91.2% → R3n：92.2%

●安全で良質な水道水の供給

水源かん養機能の向上

- ・市内水源かん養林整備面積 R3n：71 ha
- ・市外水源かん養林整備支援 R3n：4 自治体

水質管理の充実

- ・連続水質監視装置を活用した水質の常時監視・調整によりカルキ臭の低減化を推進

給水栓の水質保全

- ・小規模貯水槽の設置者に対する啓発資料の送付、未改善施設への改善状況の確認及び指導を実施
- ・直結式給水の普及促進 直結給水率 R2n：55.0% → R3n：56.2%（見込み）

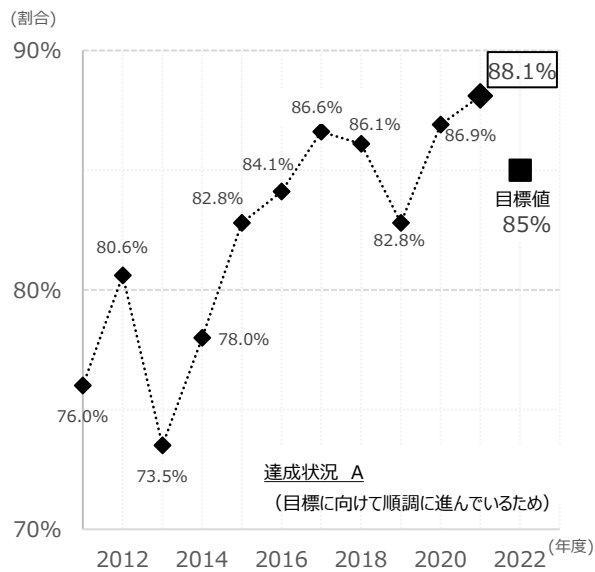
●水源地域・流域との連携・協力

水源地域・流域との交流

- ・水道局が実施する水源地域・流域との交流事業 R3n：中止
※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から交流事業は中止したが、コロナ下での新たな取組みとして水の大切さを学ぶ機会を創出することを目的に、ホームページ上で水源地域・流域との交流等に関する動画を配信

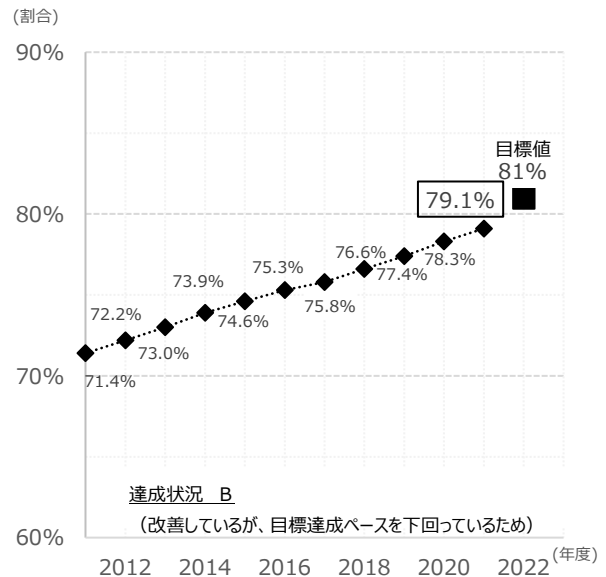
2 成果指標等

①水道水のおいしさ向上 (残留塩素濃度目標達成率)



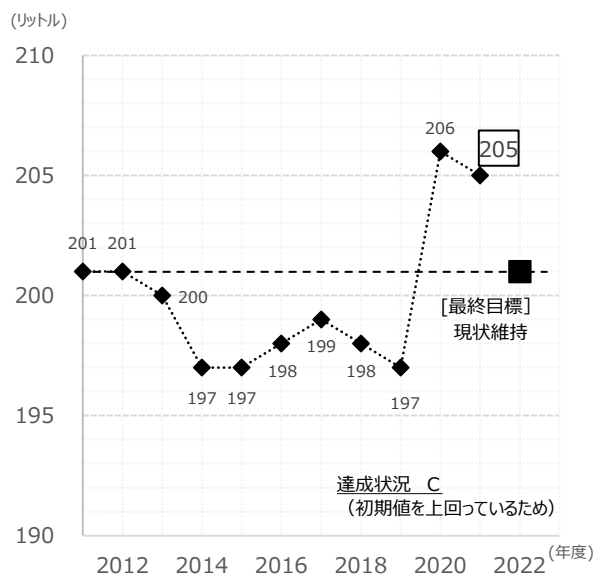
出典：福岡市水道局調べ

②水質保持や防食性に優れた安全な配水管の割合 (防食管延長比率)



出典：福岡市水道局調べ

③市民一人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)



出典：福岡市水道局調べ

<指標の分析>

指標①は湯水による（水質悪化の）影響で一時的に低下することもあったが、水質の常時監視・調整の効果は現れている。

指標②は計画的に工事を推進し、防食管延長比率は着実に上昇している。

指標③の市民一人あたり水使用量は、205 リットルとなっているが、他大都市と比較しても低い水準にあり、市民の節水意識は高いと言える。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための外出自粛要請の影響で増加しているものと考えられる。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●水の安定供給

水道施設の計画的な維持更新	
進捗	- 浄水場などの水道施設については、適宜、機能診断や維持補修を行いながら計画的に更新を実施。 *R3n：南畑系導水管更新工事、夫婦石浄水場中央監視制御設備更新工事 等 - 高宮浄水場の老朽化を契機に、高宮浄水場の浄水機能を乙金浄水場に統合するなどの浄水・配水施設の再編を実施。 *R3n：乙金浄水場の増強、高宮系送水管の整備 等 - 配水管の整備については、老朽化の状況等に応じて計画的に更新を実施。 *配水管の実質的な耐用年数を超過した割合 R2n：5.2% → R3n：4.5%
課題	- 老朽化に伴う事故防止のため、水道施設を計画的に更新する必要がある。 - 配水管については、埋設環境等に応じた実質的な耐用年数内に順次更新が終わるよう、計画的に更新する必要がある。
今後	- 水道施設の更新にあたっては、引き続き、必要な維持補修を行いながら、適宜、機能診断等の結果を踏まえた年次計画に基づき、計画的に更新を行っていく。 - 南畑系導水路線については、計画的に更新し、その後は、他の導水路線についても順次、更新を行っていく。 - 浄水場の再編については、引き続き、乙金浄水場の増強や高宮系送水管の整備等を推進する。 - 配水管については、埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるよう、年間約 45km のペースで更新を行っていく。

●節水型都市づくり

水の有効利用	
進捗	- 配水調整システムの遠方監視制御装置の更新を実施。 *R3n 更新：15 箇所 - 公道部に埋設された配水管と給水管について、計画的に漏水調査を実施。 *R3n 漏水防止調査延長：2,967 km - 下水処理水の有効利用を図るため、供給予定箇所までの再生水管の整備を実施。 *R3n：博多駅前、今泉一丁目等に再生水管を布設（見込み）
課題	- 配水管の流量や水圧を 24 時間体制で集中コントロールする配水調整システムの機能を適正に維持していくため、約 300 箇所に設置した遠方監視制御装置の計画的な更新が必要。 - 引き続き、効果的・計画的な漏水防止調査を実施し、水の有効利用と道路陥没等の二次災害防止への取組みが必要。
今後	- 遠方監視制御装置を計画的に更新するとともに、R4n は中央監視制御設備の機器取替を実施する。 *R4n 予定 遠方監視制御装置更新：15 箇所、中央監視制御設備の機器取替 「第 18 次漏水防止調査計画」（R3n～R6n）に基づき漏水調査を継続実施。 *R4n 予定 漏水防止調査延長：2,960 km - 都市内の貴重な水資源である下水処理水の有効利用を推進するため、既存の供給区域において新築・増築される大型建築物への再生水の供給を図るとともに、アイランドシティ等へ供給区域を拡大する。

水を大切に使う心がけの継承

進捗	「節水の日」キャンペーンの実施をはじめ、小学生社会科副読本「水とわたしたち」や広報紙「みずだより」の発行などを通じて、高い節水意識の維持を図るための広報を実施。 *節水に心がけている市民の割合 R2n：91.2% → R3n：92.2%
課題	S53n と H6n の異常渇水の経験を風化させず、今後とも高い節水意識が持続されるよう、継続的な広報活動が必要。
今後	これまでの広報活動を継続し、特に子どもたちには、学校教育の機会を通じて、水の大切さを理解してもらうとともに、20代から40代の若年層・子育て世代に届くPRを実施する。

●安全で良質な水道水の供給

水源かん養機能の向上

進捗	- ダム集水区域内の森林について間伐等の整備を実施。 *R3n 市内水源かん養林整備面積：71ha 市外水源かん養林整備支援：4自治体（朝倉市、東峰村、那珂川市、糸島市）
課題	水源かん養林の機能向上を図るため、今後とも、計画的な水源かん養林の整備が必要。
今後	「福岡市水道水源かん養林整備計画」に基づき、市内3ダム（曲渕、脊振、長谷）の集水区域内において、間伐等の整備を実施する。また、市外にある福岡市関連ダムの集水区域内において、地元自治体が行う水源かん養林整備への支援を行う。 *R4n 予定 市内水源かん養林整備面積：70ha 市外水源かん養林整備支援：4自治体 （朝倉市、東峰村、那珂川市、糸島市）

水質管理の充実

進捗	国の水質基準等より厳しい市独自の水質目標を定め、徹底した水質管理を実施。また、市内要所の配水管の連続水質監視装置（13箇所）を活用し、水質を常時監視しながら、浄水場できめ細かに調整することなどにより、カルキ臭の低減化を推進。
課題	今後とも、安全でおいしい水道水を供給していくため、水質管理の徹底に取り組む必要がある。
今後	引き続き、連続水質監視装置で水質を常時監視し、水道水の残留塩素濃度をきめ細かに調整するなど、安全でおいしい水道水の供給に努める。

給水栓の水質保全

進捗	【小規模貯水槽の適正管理の啓発】 ・小規模貯水槽管理実態調査（約 14,200 件）の結果、管理が不十分であった施設（約 3,600 件）を対象に、H29n から改善状況の確認や未改善施設への再指導等を行うフォローアップを実施。 ・R3n からフォローアップ完了後に、残る未改善施設を対象に改善状況の確認及び指導を実施。 ・その結果、管理が良好な施設の割合が、75%（約 10,600 件（H29n））から 94%（約 13,300 件（R3n））まで改善。 ・残る未改善施設（約 900 件）については、R3n の取組みにおける改善状況等を踏まえ、改善されていない理由等を分析。 ・管理が良好な施設に対しては、定期的（4 年に 1 度）に啓発資料を送付。 【直結式給水の普及促進】 ・直結式給水の普及促進を図るため、ホームページなどによる広報活動を実施するとともに、「直結給水相談窓口」において、貯水槽式給水から直結式給水への切替えに関して、相談内容に応じた対応等を実施。 ・不動産業界や設計コンサルタント協会が発行する機関紙への記事の掲載などの PR 活動を実施。 ・新設の共同住宅においては 98%（R2n）が直結式給水を採用するなど、直結給水率は R2n が 55.0%、R3n が 56.2%（見込み）と、R3n 目標値の 54.0%を上回って推移。
課題	【小規模貯水槽の適正管理の啓発】 ・管理が良好な施設の割合は、9 割を超えるまでに改善しているが、残る未改善施設については、改善されていない原因を分析し、今後の取組みに反映していく必要がある。 ・管理良好施設に対しても、適切な管理が維持されるよう、引き続き、啓発を行っていく必要がある。 【直結式給水の普及促進】 ・既存建築物の直結式給水への切替えについては、マンション等の大規模改修時に切替えられることが多いことから、その機会を捉えて積極的に情報の発信を行っていく必要がある。
今後	【小規模貯水槽の適正管理の啓発】 ・残る未改善施設については、分析の結果を踏まえ、啓発資料等の見直しを行うなど、より効果的な指導や改善状況の確認等を進める。 ・引き続き、小規模貯水槽の設置者等に対し、定期的に適正管理に関する啓発資料の送付に合わせ、清掃や点検等が実施されているかを確認するための調査票を添付することにより、管理状況等の継続的な確認を行う。 ・貯水槽設置者への適正管理の啓発強化のため、R4n に貯水槽管理のパンフレットの改訂を行う。 【直結式給水の普及促進】 ・引き続き、貯水槽設置者への情報提供を積極的に行うとともに、「直結給水相談窓口」での相談対応を行っていく。 ・不動産業界や設計コンサルタント協会が発行する機関紙への「直結式給水の普及促進」に関する記事の掲載、各種団体主催のセミナー開催時における広報ブースの設置などの PR 活動を行っていく。 ・市有施設（学校や市営住宅等）については、今後の大規模改修に併せて、関係部署と連携しながら、直結式給水への切替えを進めていく。

●水源地域・流域との連携・協力

水源地域・流域との交流	
進捗	・日田市や朝倉市、吉野ヶ里町などの水源地域・流域において、植樹や下草刈り等の育林活動などを通じた交流事業を実施。 ・福岡都市圏流域連携基金を活用して、筑後川の水源地域・流域との交流推進事業や森林保全支援事業等を実施。 ・R3n は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から事業を中止せざるを得なかったが、水源地域の育林のための植樹作業に参加するなどの協力を行うとともに、Web 会議などで、今後の事業の実施方法等について関係自治体等と意見交換を行った。また、新たに水源地域・流域との交流等に関する動画を作成してホームページ上で公開することで、水の大切さを学ぶ機会を創出するとともに、交流事業の PR を図った。
課題	・福岡市は水源の多くを市域外に頼っているが、「市政アンケート」結果では、認知度が年々減少傾向にあるため、より効果的に交流事業を実施することで、水の大切さを水源地域と共有し、相互理解を深めていく必要がある。
今後	・子どもや若年層など、市域外からの導水に関する認知度が低い世代に、積極的に交流事業に参加してもらえよう、SNS などを活用した効果的な事業 PR を実施する。 ・新型コロナウイルスの感染状況に応じた必要な感染対策を行いながら、関係団体等と連携を図り、交流事業を再開していく。 ＊R4n 予定 水道局が実施する交流事業：8 事業 福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金事業：筑後川の水源地域・流域との交流推進事業や森林保全支援事業等

施策3－7 日常生活の安全・安心の確保

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●消費者被害の未然防止・救済

消費者啓発の充実と消費者教育の推進

- ・消費者講座の実施回数 R2n：67回 → R3n：65回※
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり
- ・消費生活サポーター登録校区数 R2n：111校区 → R3n：109校区
- ・事業者サポーターの登録件数 R2n：24事業者 → R3n：25事業者

適確な消費生活相談の実施と事業者指導の強化

- ・消費生活相談件数 R2n：12,555件 → R3n：10,753件
- ・事業者指導件数 R2n：7件 → R3n：7件

●食の安全確保、衛生的な生活環境の向上

食品の安全性確保

- ・食品関係営業施設の監視件数 R2n：54,079件※ → R3n：48,374件※
- ・食品の抜き取り（収去）検査検体数 R2n：2,638検体※ → R3n：2,570検体※
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施中止あり

食の安全・安心の確保に関する市民啓発

- ・食の安全・安心の確保に関する市民向け講習会の実施回数 R2n：39回※ → R3n：25回※
- ・カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（学生向け） R2n：98校 → R3n：98校
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり

セアカゴケグモの駆除と注意喚起

- ・セアカゴケグモ等の定期的な調査 R2n：469件、駆除261件、7,382匹
→ R3n：604件、駆除318件、9,376匹

●感染症に強いまちづくり

感染症対策の充実

【新型コロナウイルス感染症対策】

- ・保険適用等検査数 R2n：154,362件 → R3n：500,278件
- ・福岡市保健環境研究所等検査数 R2n：46,827件 → R3n：85,893件
- ・医療・介護施設従事者等に対するスクリーニング検査数 R2n：53,215件 → R3n：489,512件
- ・児童福祉施設従事者に対するスクリーニング検査数 R2n：未実施 → R3n：4,926件
- ・陽性患者の受入れ可能病床 R2n：770床 → R3n：1,650床
- ・宿泊療養施設 6施設1,387室 → R3n：12施設2,468室
- ・自宅療養者への往診等の実施医療機関数 R3n：往診 58機関、外来 243機関、
オンライン 55機関、電話 377機関
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた広報啓発を実施
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種
R3n：（1・2回目接種）2,403,875回（3回目接種）635,002回

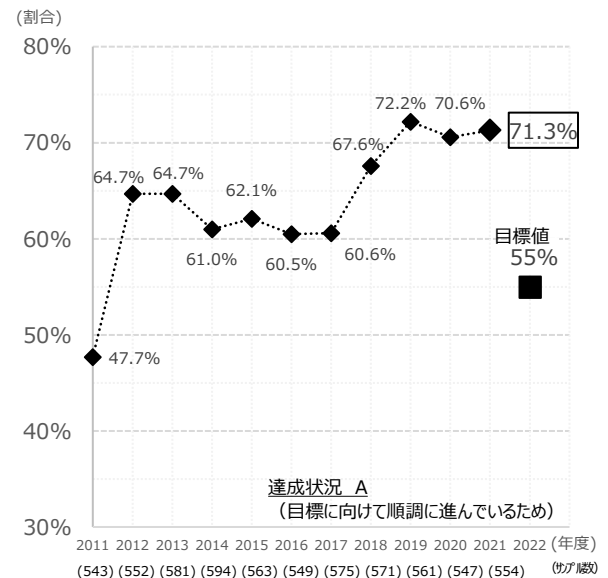
2 成果指標等

①消費者トラブル未然防止に対する市民意識度 (商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合)



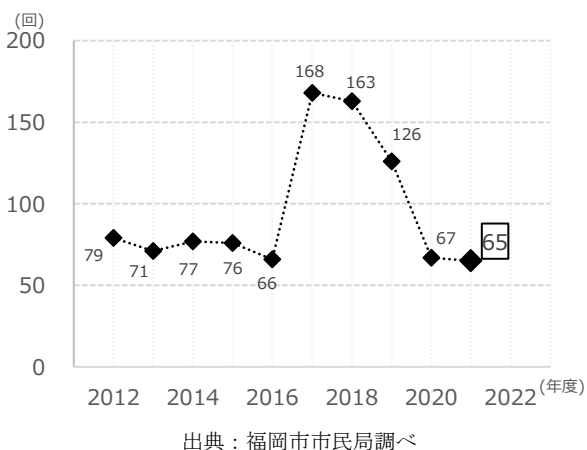
出典：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

②食の安全認識度 (食に対して安心だと感じる市民の割合)



出典：福岡市市長室「市政アンケート調査」

③消費者講座の実施回数〔補完指標〕



<指標の分析>

指標①は、消費者講座の実施などにより、高い水準を保っている。数値は、初期値よりも低下しているが、多くの市民は既に、消費者トラブルに遭わないようある程度の自己防衛を行っている一方で、日々の契約等においてこれまで以上の心がけを意識的に行うという認識が低下しているとも推測される。

指標②の数値は、2012n から一貫して目標値を超えている。これは、近年、本市の食品衛生施策に一定の効果がみられ、また、近年、食の安全を揺るがす大きな事件や事故が発生していないためと推察される。

指標③は、消費生活に必要な知識の普及を図るための消費者講座の実施回数である。2017n から成年年齢引下げも見据えて、中学校での講座を開始するなど、消費者講座の実施回数が増加する傾向にあったが、2019n 以降減少傾向にある主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で講座が実施できなかったためである。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

○：概ね順調	[参考]前年度 ○：概ね順調
--------	-------------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●消費者被害の未然防止・救済

消費者啓発の充実と消費者教育の推進	
進捗	- 悪質商法の手口や対処法を地域に紹介する講座のほか、関係団体や教育委員会等と連携し、消費生活に必要な知識を身につける講座を開催。 *消費者講座の実施回数 R2n：67回 → R3n：65回 - 高齢者等を地域で見守る消費生活サポーター事業の拡充など、福祉関係者、企業・関係団体、県警、県と連携して啓発を行った。 *消費生活サポーター登録校区数 R2n：111校区 → R3n：109校区 *事業者サポーターの登録件数 R2n：24事業者 → R3n：25事業者
課題	- 日常生活の中で、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、子どもから高齢者まで消費者トラブルに遭わないための知識や判断力を身に付ける必要がある。 - 消費者教育は幼児期から高齢期までのライフステージごとに行う必要があり、特に被害に遭いやすい若年者や高齢者及び障がい者に対し、関係機関と連携しながら一体的、総合的に進める必要がある。 - R4.4の成年年齢引下げを見据えて、若年者の消費者教育を推進する必要がある。
今後	- 引き続き、消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や障がい者に対して、地域の消費生活サポーターや事業者サポーター、福祉関係者と連携しながら、消費者講座の開催や情報提供を行う。 - 契約に対する知識や社会経験が浅い若年者に対しては、成年年齢を引き下げる改正民法がR4.4に施行されることを踏まえ、高校や大学、専門学校などと連携しながら、消費者被害を未然に防止するための消費者教育を推進する。 - 各学校に消費者トラブルに関する注意喚起情報を提供するとともに、大学生向けの消費者啓発イベントを実施する。 - 消費者教育推進会議や、消費生活審議会において、第2次福岡市消費者教育推進計画の進捗状況の検証や評価を行いながら、同計画に基づく取組みを推進する。

適確な消費生活相談の実施と事業者指導の強化	
進捗	- 消費生活相談を受け、消費者トラブル解決のための助言やあっせんを実施。 *消費生活相談件数 R2n：12,555件 → R3n：10,753件 - 条例上の不当な取引行為が認められる事業者に対し、是正指導を行った。 *事業者指導件数 R2n：7件 → R3n：7件
課題	- 人口に対する相談件数の割合は60歳代以上で高くなっており、悪質商法などのターゲットになりやすい高齢者については、消費者被害の未然防止・拡大防止の対策が求められている。 *60歳代以上の相談者の割合（R2n） 相談件数：3,963件 割合：31.6% - 新たな商品・サービス・販売方法により消費者トラブルが複雑化・多様化しており、巧妙で悪質な手口による被害の相談も寄せられていることから、事業者指導の強化が必要。
今後	- 悪質な手口や急増の兆しがある高齢者からの相談については、消費者啓発につなげ、周知を図ることにより消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 - 県消費生活センターや県警察、九州経済産業局等関係機関と連携を図り、事業者指導を強化する。

●食の安全確保、衛生的な生活環境の向上

食品の安全性確保	
進捗	- 食品の安全性確保に関する事業として、食品関係営業施設への監視指導や食品の抜き取り（収去）検査を実施。 * 食品関係営業施設の監視指導 福岡市内食品関係営業施設に対する監視件数 R2n：49,068 施設に対し、延べ 54,079 件※ → R3n：41,568 施設に対し、延べ 48,374 件※ * 食品の抜き取り（収去）検査 R2n：収去検査検体数 2,638※ → R3n：収去検査検体数 2,570※ ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施中止あり
課題	食品衛生法改正により、すべての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」が制度化（義務化）されたことから、市内の食品等事業者による HACCP に沿った衛生管理の定着を促進する必要がある。
今後	市内食品等事業者の規模等に応じた HACCP に沿った衛生管理の導入確認を行うとともに、食品衛生監視員の HACCP に関する知識及び技術の向上を図る。

食の安全・安心の確保に関する市民啓発	
進捗	- 市民への食品衛生に関する正しい知識の啓発を目的として、市民向け講習会等のリスクコミュニケーション事業を実施。また、市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」を発行し、生活に役立つ様々な情報を複数の媒体を用いて提供。 * 食の安全・安心の確保に関する市民向け講習会の実施 R2n：実施回数 39 回※ → R3n：実施回数 25 回※ ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止あり * 市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の発行 広報媒体：WEB、冊子 - 加熱不十分な食肉類を原因とする食中毒事件が若年層に多いことから、若年層に対する啓発事業の一つとして、学内 LAN 等を用いた食中毒に関するメール配信等を実施。 * カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（学生向け） R2n：対象学校数 市内大学等 98 校 → R3n：98 校
課題	食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、SNS やホームページ、リーフレット等を用いて市民に情報提供しているが、加熱不十分な食肉類を原因とする食中毒事件は依然として多発していることから、食中毒リスクに関する正しい知識の啓発を行う必要がある。
今後	食品衛生に関する正しい知識を、リスクコミュニケーション事業や食品衛生月間などの様々な機会を捉えて、引き続き積極的に発信する。

セアカゴケグモの駆除と注意喚起	
進捗	- セアカゴケグモ等の定期的な調査 R2n：469 件、駆除 261 件、7,382 匹 → R3n：604 件、駆除 318 件、9,376 匹 - 市内一斉調査・駆除（R3.11）の実施、駆除方法パンフレットの配布及びホームページ等による注意喚起を実施。
課題	- H19.10 に東区で福岡市初のセアカゴケグモを発見。繁殖力や駆除の困難性から根絶は難しい。 * R2n 駆除匹数（発見・通報に伴う駆除も含む） 東区 7,689 匹、博多区 528 匹、中央区 131 匹、南区 12 匹、城南区 47 匹、早良区 12 匹、西区 461 匹、市外の市管理地 201 匹、計 9,081 匹 → R3n 駆除匹数（発見・通報に伴う駆除も含む） 東区 8,864 匹、博多区 735 匹、中央区 387 匹、南区 2 匹、城南区 38 匹、早良区 7 匹、西区 656 匹、市外の市管理地 181 匹、計 10,870 匹
今後	セアカゴケグモ対策として、咬傷事故防止のための市民啓発、定期的な調査・駆除、咬傷事故発生に備えた情報伝達体制を維持・継続。

●感染症に強いまちづくり

感染症対策の充実	
進捗	・感染症発生動向の把握や予防接種、正しい知識の普及啓発、検査・相談事業、防疫体制の強化等に取り組むとともに、感染症発生時には、就業制限・入院勧告などのまん延防止の措置や適切な防疫活動により感染の拡大を防止。 【新型コロナウイルス感染症対策】 ＜検査体制の充実＞ ・発熱等の有症状者に対して、医療機関で検査を実施。 *保険適用等検査数 R2n：154,362件 → R3n：500,278件 ・濃厚接触者等に対して、地域外来・検査センター等で検査を実施。 *福岡市保健環境研究所等検査数 R2n：46,827件 → R3n：85,893件 ・医療・介護施設従事者等に対して、スクリーニング検査を実施。 *スクリーニング検査数 R2n：53,215件 → R3n：489,512件 ・児童福祉施設従事者に対して、スクリーニング検査を実施。 *スクリーニング検査数 R2n：未実施 → R3n：4,926件 ＜医療提供体制の充実＞ ・病床及び宿泊療養施設について、福岡県が県域全体で整備。 *陽性患者の受入れ可能病床 R2n：770床 → R3n：1,650床 *宿泊療養施設 R2n：6施設 1,387室 → R3n：12施設 2,468室 - また、市医師会等と連携し、自宅療養者への往診等を実施。 *自宅療養者への往診等の実施医療機関数 R3n：往診 58機関、外来 243機関、オンライン 55機関、電話 377機関 ＜市民啓発の充実＞ ・新型コロナウイルス感染症の発生状況や感染予防対策、相談窓口などの情報を市ホームページやSNS、市政だより、チラシ等様々な媒体を活用して幅広く配信。 ＜ワクチン接種の円滑な実施＞ ・R3n：（1・2回目接種）2,403,875回 （3回目接種）635,002回
課題	・今後世界で発生が懸念される社会的影響が大きな感染症への備えが重要。 【新型コロナウイルス感染症対策】 ＜検査体制の充実＞ ・新型コロナウイルスの変異や国・県の動向、検査技術の向上など、検査を取り巻く状況は日々変化しており、これらの状況変化を踏まえて、検査も機動的かつ柔軟に対応できるよう、体制を整備していく必要がある。 *陽性者数の推移 R2n：9,457人 → R3n：108,286人 ＜医療提供体制の充実＞ ・患者急増期の円滑な入院調整や移送体制の整備、また、自宅療養者への往診等の実施医療機関の更なる確保とともに、パルスオキシメーターの貸与や食料品等の配布といった療養・生活支援を引き続き行っていく必要がある。 ＜市民啓発の充実＞ ・感染状況は日々変化しており、動向を踏まえた的確な情報を発信していく必要がある。 ＜ワクチン接種の円滑な実施＞ ・関係機関の協力を得ながら、接種を迅速かつ円滑に実施していく必要がある。
今後	・引き続き、新たな感染症の流行に備え、医療資材の整備や関係機関と連携した訓練の実施など防疫体制の強化等に取り組む。 【新型コロナウイルス感染症対策】 ＜検査体制の充実＞ ・感染拡大防止の観点から必要な方が検査を受けられるよう、引き続き検査ができる医療機関の拡大や福岡市医師会と連携した地域外来・検査センターの運営など、検査体制の整備に努める。 ＜医療提供体制の充実＞ ・今後感染拡大により患者数が増大した場合においても、スムーズな受入や病床運用が行えるよう、福岡市として、県や医師会と必要な連絡調整を行っていく。また、自宅療養者へ往診等を行う医療機関への支援や、感染動向に応じたパルスオキシメーター、食料品等の迅速な確保に努める。 ＜市民啓発の充実＞ ・引き続き、感染拡大を防止するため、感染状況に応じた効果的な情報発信に努める。 ＜ワクチン接種の円滑な実施＞ ・希望する市民が接種を受けやすい環境を整え、接種を迅速かつ円滑に実施。

